The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	母子生活支援施設の歴史と現状 ： 住居対策から緊急保護・自立支援へ
Author(s)	木谷, 恵里加
Citation	日本学報. 2016, 35, p. 237-266
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/55503
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

母子生活支援施設の歴史と現状
――住居対策から緊急保護・自立支援へ――

木　谷　恵里加

はじめに

1．本論文の課題

2014年２月、大阪２児置き去り死事件を題材とした映画[1)]を観た。この事件は、2010年７月に発覚した、大阪市に住むシングルマザーがマンションの自室に１歳と３歳の２人の子どもを置いて出ていき、死なせた事件である。母親は性産業に従事しており、寮として風俗店が借りているマンションに住んでいた。当時高校生であった私が、この事件のニュースを見て、なんとひどい母親がいるのかと思ったことや、メディアも子どもを部屋に残しホストにはまり遊び歩いていた母親をバッシングしていたことはよく覚えている。しかし、その母親と年齢が近くなった現在、映画を観て、再びその事件について考えると、このことは決して他人事ではなく、自分に起こらないとは言えない。また、映画館（第七藝術劇場）から駅（阪急十三駅）まで帰る途中に24時間保育の看板を見かけ、事件の母親に近しい環境にいる親がたくさんいるだろうと思い、気が重くなった。そして、私は、風俗店がシングルマザーのセーフティネットになっていると思える現状にショックを受けた。それと同時に、「戦争未亡人」への興味から読んだ文献により、存在を知っていた母子寮（現在は母子生活支援施設）を思い出し、もしこの母親が母子生活支援施設に入っていれば、ホストではなく職員にやさしい言葉をかけてもらえていれば、この事件は起きなかったのではないかと考えた。そして、母子生活支援施設は実際にはどのようなところなのか、どのような支援を行っているのかということに興味を抱いた。以上のような文脈で取り組むことになった本論文の目的は、母子寮－母子生活支援施設の現在に至るまでの歴史的な流れと果たしてきた役割の変化をつかみ、メディアの分析や施設見学・聞き取りを通じて、母子寮－母子生活支援施設とそれを取り巻く環境について、現状を明らかにし、抱えている課題を見出すことである。

母子生活支援施設とは、1998年に児童福祉法が改正されるまでは母子寮と呼ばれていた施設であり、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」である（児童福祉法第38条）[2)]。この母子生活支援施設は、国が行っているひとり親家庭への支援の一環をなしている。国が行っているひとり親家庭への支援には、大きく分けて子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援の４つの支援があり、母子生活支援施設の機能拡充は、母子自立支援員による相談支援、ヘルパー派遣等による子育て・生活支援、保育所の優先入所、学習ボランティア派遣等による子どもへの支援などとともに、子育て・生活支援に含まれている。このように様々な支援が利用できるようになっているが、上記の事件の事例からも了解されるように、これらの支援が十分に機能しているとはいえない。

上記の事件について私が注目したいのは、この母親が、風俗店が寮として借りていたマンションに住んでいたこと、そして、このマンションで孤立し子どもに対してネグレクト状態に陥っていったことである。逆に言えば、住居の支援や子育ての支援を受けることができていたら、この母親も幼い子供たちを餓死させずにすんだのではないだろうか。そこで、

本論文では、困難を抱えている母子に対して住居の支援や子育ての支援を行う母子生活支援施設に特に注目することにする。

２．先行研究の問題点と本研究の方法

母子寮－母子生活支援施設に関する先行研究は、おおよそ以下のように分類できる。(1) 厚生省や全国社会福祉協議会による規模の大きな調査、(2) 福祉関係者による母子寮の現状の分析や今後のあり方についての発言、(3) ある地域に焦点を当て母子寮の実態調査を行い分析したもの、(4) 戦前や敗戦直後など、過去のある一時期の母子寮について論じているもの、(5) 女性の立場に立って、母子寮－母子生活支援施設という社会福祉の一形態について論じているもの、(6) ソーシャルワークや臨床心理などの分野で実践の場として利用者支援の取り組みを論じているもの、(7) 地理学や建築学など、他分野からアプローチしているもの、の７つである。母子寮についての代表的な研究には、(5) に該当する林（1992）がある。林（1992）は、主に厚生省や全国社会福祉協議会の調査を用いて、敗戦直後の1945年から1980年代前半までの母子寮とそこで暮らした女性の状況を考察している。林は、母子福祉や婦人保護事業についての研究も厚く、社会福祉学における代表的な研究者と言える。母子生活支援施設については、特に（6）の分野において、効果的な実践方法の研究が2000年代以降、盛んに行われている。（7）に分類される研究も比較的新しい。

このように、さまざまな視点から研究がなされているが、メディアでの取り上げられ方に触れた研究は見当たらない。しかし、私たちは日々多くの情報を、メディアを通じて手に入れていることを考えると、母子寮－母子生活支援施設がメディアでどう取り上げられているかは、非常に重要な問題であると考えられる。本論文第２章では、この問題に取り組むことになる。

また、施設の職員などの当事者が、個別具体的な事例に即して現状の問題点などを指摘する文章や、施設職員を経験し研究の道へ進んだ人による論文は少なくないが、研究者が当事者へのインタビューなどを通じて外部的な観点から総合的に問題の所在を明らかにしようとした研究はまだ少ない。そこで、本論文第３章では、上記の事件が起こった都市であり、東京に比べると事例研究が少ないように思われる大阪をフィールドとして、施設の職員へのインタビューに基づく研究を行うこととしたい。

本論文がオリジナルの資料として用いるのは、各種のデータベースを利用して収集した新聞記事と、筆者自身が大阪の施設で行った聞き取りである。それぞれについては、第２章・第３章で詳述するが、新聞記事については、新聞が施設をどのように取り上げているかということを中心に記事を分析する。聞き取りでは、入所理由や生活の様子、施設の取り組みなど、現場の情報を集め、現状と課題について考察する。

３．本論文の構成

本論文は、３章からなる。第１章では、先行研究に基づいて、母子寮－母子生活支援施設の歴史を通時的にまとめ、役割の変化を確認する。第２章では、母子寮－母子生活支援施設に関する新聞記事を収集・分析し、母子寮－母子生活支援施設がメディアでどう取り上げられてきたかを明らかにし、そこに見られる問題について考察する。第３章では、施設の職員の方々への聞き取りに基づいて、母子生活支援施設の現状と課題を、個別具体的な事例に即しながらも、なるべく一般性のあるかたちで明らかにする。

第１章　母子寮－母子生活支援施設の歴史

本章では、母子寮－母子生活支援施設の歴史を先行研究に即してまとめ、その役割が変化してきているということを確認していきたい。以下、第１節では戦前、第２節では戦後、第３節では母子生活支援施設への転換期から現在にかけて、というように通時的に論を進めていく。

１．戦前の母子寮

本節では、戦前の母子寮がどのような経緯で設立され、どのような役割を果たしたかを、時代背景に即しながら明らかにしていこう。福島（2000）に依って、戦前の母子寮の流れを追っていきたい。

まず、母子寮が設立された背景をまとめると、明治初期、民衆の生活は苦しく、窮民救済施設がつくられ始め、間もなくして、孤児、貧児、病児等が分離して収容される育児施設がつくられるようになった。明治７年に、日本最初の救貧法として恤救規則が公布されたが、救済されるには厳しい条件があった。それらの施設の多くは民間人によるものであり、人々がなかなか救済されない中で、民間の篤志家たちが困窮する母と子を助けようと取り組んだ（福島 2000、pp.14-17）。

母子寮という名称の施設が初めて記録に出てくるのは、奥浦村慈恵院という、1880年につくられた孤貧児を養育する施設である。貧児を収容する際に、その母もともに収容したと考えられている[3)]。日本の産業革命にともなう社会変動や日清戦争により職を失った人たちがスラムに集まり、スラムが拡大してくると、付近のスラムで路地に放り出されている子どもたちに心を打たれた２人の幼稚園の教諭が、1900年に二葉幼稚園を開いた。彼女たちは年中無休で保育に当たり、さらに、借りていた家を追い出された園児の家族を、園内の建物に無料で住まわせることもしていた。1916年には幼稚園を、保育園へと改め、正式に乳児を預かり、長時間保育を行えるようにした。以降、彼女たちは事業を拡大していき、1922年には母子家庭の深刻な状況への憂慮[4)]から、二葉母の家を開設した。定員はすぐに満たされ、入居者の中には、正式に結婚しないまま出産し身の置きどころのない人や夫の殺人罪のため郷里にいられなくなった人、強姦の結果出産し心中を図った人、遊郭から逃げてきた人などもいた。この施設では、母親に職業の斡旋を行い、再婚を含めて自立自営が可能になった時に退去させていた。このような施設は、各地で設けられていったが[5)]、国家による母子保護の制度はなく、母子寮を支える法律も存在していなかった（福島 2000、pp.24-47）。

1920年代後半、不景気のため生活困窮者は増え続け、1929年に救護法が制定され、1932年に施行された。救護法に規定された母子扶助は１歳までの乳児を育てている母親のみを対象としている等、この救護法には数々の問題点があった[6)]が、救護される人数は20万人を超えた。しかし、『日本社会事業年鑑』によると、1934年度、1940年度において、被救護者のうち乳児を抱える母の割合は0.5～0.6％ほどしかない。これは救護法制定を知る機会がなかったことが原因であると考えられている（福島 2000、pp.71-82）。この頃の母子寮の様子を見てみると、日本福音教会ベタニアホームでは、33の居室は空いたことがなく、新しく入ることがほとんどできない状態であった。部屋代は月２円50銭、電気代、水道代は各々50銭であったが、救護法に該当した数名を除くと払える人はほとんどいなかった。ここでは、子の保育を母子寮が担っており、またキリスト教に基づく精神から、祈祷会や懇談会を開き、相談・指導も行っていた。しかし、このような住宅提供以外の付帯事業を行っている施設でも、職員は１～２人、多くても３人程度であり、十分な事業は行うことができなかっただろう（副田 1985、pp.200-201）。

1930年に起きた昭和恐慌によって、多くの国民が困窮し、特に、自助、自立の途の閉ざされた母子家庭がさらなる困窮に追い込まれたことは明らかであろう。困窮を主な理由とする母子心中の件数は、年々増加し、新聞紙上にも大きく報道された。一般国民にもその窮状が知られることとなり、母子家庭について活発な民間運動が起こってきた。片山哲も1931年に帝国議会に母子扶助法を提出し[7)]、児童保護の視点からだけでなく、貧困母性の生活苦を救援する立場から、母と子をともに扶助する考え方が認められるようになってきた。しかし、この時期、社会運動が弾圧され始めたため、母子保護のための運動は、方向転換し、「第二の国民」の健全育成を掲げた活動を展開した。そして、母子保護連盟は、東京市へ市立の母子ホームを設立するよう働きかけ、1936年、東京市に初めての市営の婦人宿泊所が設けられた。連盟の活動は拡大し、同年、国会に母子保護法案が提出され、翌37年の帝国議会で可決され公布された。母子寮は同法に「扶助を受くる母及其の子を保護する為必要なる施設」として規定され、ようやく法的根拠を得た。この法の適用は貧困のため生活や養育が不能な場合に限られ、困難な場合には適用されないといった制限が大きく、また、施行後の母子寮の設置は不十分であった（福島 2000、

pp.84-111）。

この母子保護法の公布と同年に軍事扶助法も公布、施行された。これは、救護法との区別、対象の拡大、扶助要件の緩和を目的に軍事救護法を改正したものである。扶助要件は生活不能から生活困難へと緩和され、そのため、生活困難な母子家庭のなかでも軍事扶助法に該当する者は、救済を受けられるようになった。また、徐々に戦時体制が整えられ、社会事業は戦時厚生事業へと変化し、施設のあり方についても厳しく統制されるようになった。厚生省は1939年に母子保護施設標準を定め、同時に母子保護法の給与限度額を引き上げた。また、政府は婦人相談員や遺家族指導嘱託員を置き、健康や行政手続き、育児など様々な事柄に関して相談に応じたり、指導したりしていた。戦争が激しくなるにつれて、年が若く、幼い子を抱えたまま「未亡人」となる出征兵士の妻が増加したため、召集軍人の遺家族保護のために、母子寮が数多く設けられるようになった。これらの母子寮はたいてい新築で、環境もよく設備も整えられており、母子たちにはさまざまな援助がなされた。一方、一般の母子寮も母子保護法で法的根拠を得て増加してきたが、古い建物を転用したものが多く、設備の悪さや不便さは目立った（福島 2000、pp.112-127）。施設数を見ると、1930年代前半までは１年に数か所の設立であったが、1935年以降、１年に10か所前後設立されており、1941年には19か所もの母子寮が新たに設けられている（福島 2000、pp.146-154）。

最初期の母子寮は、国に定められたものではなく、民間人によって取り組まれたものであった。主として、生活が困難な母子や浮浪母子のための住宅提供の役割、一部、生活指導や保育、自立支援、緊急保護の役割も果たしていたと言えよう。戦時期の母子寮は、住宅提供の役割が目立っている。また、軍事扶助法による母子寮では国家による保障という意味合いも強かったと考えられる。

以上、本節では、法整備の流れに沿って、母子寮の設立の経緯と戦前・戦中の母子寮が果たした役割をまとめてきた。次節では、戦後、1990年代までの母子寮のあり方とそこで生活した母子たちの様子を明らかにしたい。

２．戦後の母子寮

前節では、戦前・戦中の母子寮について、設立の背景や果たした役割をまとめてきた。本節では、敗戦後から1990年代の母子寮がどのように変化してきたかということを明らかにしたい。母子寮と関係する法制度等の流れに即しながら、母子寮と母子家庭の暮らしを追っていく。

戦争が終わって間もなく、救護法、軍事扶助法、母子保護法は廃止された。1945年12月、救護体制は一元化され、1946年には生活保護法が制定された。母子保護法は吸収され、母子家庭の保護は生活保護法によることになった。戦中には、軍事扶助法に基づいていた母子寮は、終戦とともに一般の「未亡人」にも開放された。そこでは、母の職業指導や子の保育などが行われていた（林 1992、pp.13-16）。当時の母子寮では、住む場所のない引揚母子が多く、雑居もやむを得なかったようである。また、この時期は、母子寮入寮世帯のうち、戦争が直接の原因である世帯の割合が最も高く、困窮母子と軍人遺家族が同じ寮で暮らすことで、それ以前の生活レベルの違いや敗戦による軍人遺家族の立場の変化から、絶えずトラブルが起きていた（副田 1985、pp.207-211）。1947年には、母子家庭や社会事業団体などの活動の結果、児童福祉法が制定され、母子寮は児童福祉法の施設として規定された。母子寮は、絶対的な住宅不足から住宅提供の施策として始まり、そこへ、児童を不幸にしないために母子一体の下で授産、託児、精神面の援助を行う施設という性格付けがなされた。母子寮の数は、1947年（児童福祉法制定前）で戦災後の復旧や急設を入れても222であり、１施設の収容世帯を30としても、収容できる世帯は6000世帯ほどである。当時の厚生省社会局では、生活保護を受けている母子は100万ほどと見当をつけており、この施設数では、完全に不足していたことがわかる（林 1992、pp.16-21）。

1951年７月の大阪府民生部の調査によると、死別、生別を問わず、母子家庭になってすぐに迫られるのが住居移動の問題であり、1954年８月の同調査においても、希望するものの１位は住居であった（池川 1960、pp.53-54）。母子寮は、その需要には追い付いていないものの、徐々に数を増やし、1948年

には212か所で11,007人が入所していた母子寮は、1955年には618か所まで増加し、35,898人の母子が入所していた。しかし、1949年の厚生省による『全国母子世帯調査』（以下、厚生省による同様の調査は『全国母子世帯調査』とする）では、入所者の約2.5倍の者が、1952年版においても、約2.6倍の世帯が、母子寮を必要としながら利用できていない。また、母子寮は住宅提供としての数だけでなく、施設としての質も不十分であった。室数や設備は、最低基準の最低の位置にとどまり[8]、保育室や保母の設置は基準にも載っていない。この頃、「戦争未亡人」対策として、1952年には戦傷病者戦没者遺族等援護法、1953年には恩給法（一部改正）等が制定された。これによって、一部の母子家庭には援助が行われたが、ここでも、一般母子家庭は、軍人遺家族の陰におかれていた。1952年『全国母子世帯調査』では、戦傷病死、戦災死、未帰還等の合計が39.7％、一般病死、離婚、遺棄、未婚の母等が40.3％であり、この時すでに後者が前者を上回っている（林 1992、pp.22-33）。1955年から母子寮はさらに増加し、1959年には最多の652か所となった（林 1992、p.34）。同年、国民年金制度が始まり、母子年金、母子福祉年金が発足された（林 1992、p.46）。しかし、母子年金の対象は夫と死別した者だけであり、生別した母子世帯にも適用してほしいという要望が多く挙がっていた（「母子世帯を守るために」『読売新聞』1959年11月13日）。1961年に、母子福祉年金とは別に、児童扶養手当法が成立し、生別の母子家庭には児童扶養手当が支給されるようになっている。死別した母子世帯への年金と同じ枠にはされなかったのである。未婚の母子世帯も離婚に準ずる存在としてではあるが、支給を認められた（赤石 2014、p.50）。敗戦後から1960年頃までを見ると、母子寮は、敗戦直後は住宅提供が主であったが、復興とともに生活指導の役割も果たすようになってきている。また、母子家庭になった理由が、次第に、戦争死から一般病死、死別から離別というように変化しつつある。

次に、母子寮数のピークをこえた1960年以降の母子寮に焦点を当て、母子寮数や役割、入寮する母子の実情等の様々な変化を追っていきたい。この時期の制度の整備については、1963年に、体系的、総合的な母子福祉政策の確立のために、母子福祉法が制定された。この時、母子寮を児童福祉法から移管させようという意見は強かったが、実現はしなかった（林 1992、p.46）。

母子寮に見られた変化を探ると、２つの変化が窺える。一つ目は母子寮数の変化である。需要と比べると不足していたものの増加を続けていた母子寮が、次第に減少していく。1963年には明らかな減少へ転じ、1959年の652か所から、1967年には597か所へと減っている。1956年『全国母子世帯調査』によると、母子寮入所希望者は、全母子世帯の3.3％、同時期の在寮世帯の約３倍であり、1967年『全国母子世帯調査』においても、母子世帯の７％、35,900世帯が入寮を希望している。入寮希望者が減っているのではないだろう（林 1992、pp.33-40、49-52）。この母子寮数や入所世帯の減少は、施設の斜陽化、空室化として問題化され、全国母子寮研究協議会によって議論されるようになった。全国社会福祉協議会母子寮協議会による『全国母子寮実態調査報告』（以下、『母子寮調査』）では、1965年の時点で、定員充足率50％以下の所が51％あり、70％以下である施設は全体の７割に及ぶ。寮母や寮長の大方の意見は、この原因を、設備不十分、職場への交通の便の悪さ、子の養育上の環境や母子寮の運営方法、措置年齢の問題等としている（林 1992、pp.49-52）。母子寮の充足率が低いために、統廃合が進められた（高橋 1974、p.44）。1967年『母子寮調査』では、措置されるべき母子世帯が放置されていること、福祉事務所の周知努力が不足し、対象世帯の把握が不十分であること、といった行政責任が指摘されている（林 1992、p.69）。林（1992）は、施設の老朽具合を見て、入所希望を辞退する事例に対し、物的問題だけでなく、このような施設への入所による社会的な特別視に対する不安もあるだろうと指摘している（p.69）。設備はあまり変化しておらず、1983年度の『母子寮調査』によると、居室内専用の設備は、台所が約８割、便所が約３割、浴室が約6.3％であった。1970年代、1980年代に入っても、母子寮は減少を続け、1975年に424か所にまで減少していた母子寮数が、さらに、1986年には

343か所へと減っている（林 1992、pp.97-99）。

二つ目は、入寮する母子の実情の変化であり、しばしば「質的変化」と表現される。ここでは、母子の抱えた事情・課題、経済状況、緊急避難に分けて論を進めることにする。

まず、母子の抱えた事情・課題について見ると、1967年『全国母子世帯調査』では、母子世帯となった原因が離別、未婚の母などが増え、死別でも戦傷病死はわずかになり、病死や事故死に偏っている。母子家庭全体と比べても、母子寮入寮世帯は、明らかにその典型であり、未婚の母、離別、病死を理由とする者の割合が高く、離婚の比率は際立っている。それぞれに異なる事情のもと、夫との関係や、子どもをめぐる意見の不一致、教育費等の生活費用に関することなど、問題を抱えたまま入所してくることが多く、この頃、このような母子への処遇も課題としてとり上げられるようになった（林 1992、pp.37-43、54）。母の年齢は若年化傾向にあり、乳幼児も増加した。1967年『母子寮調査』では、約４分の１が乳幼児であり、保育所に預けられているものが55.2%である。それゆえ、母の労働へ向かう自立のためにも、いっそう寮内での保育の必要性が増してきている。母子寮へ入寮する理由として、「働くため児童育成にこまる」は、「母子となって生活困難のため」に次いで多く、保育への期待は大きい（林 1992、pp.54-60）。1973年の厚生省『母子世帯等実態調査』では、67年のものより母子世帯数が増加している。生成要因は、死別が減少し、離別が増加している。母子寮在寮の母は、若年、低学歴、離別を特徴としており、このような実情に即して、1980年、全国社会福祉協議会母子寮協議会によって『母子寮生活指導のてびき』が作成された。この『てびき』は日々の経験がにじみ出た詳細かつ具体的なものである。ここでは、母子寮の機能は、住宅提供、生活指導、緊急保護、その他（退寮母子へのアフターケア等）とされている（林 1992、pp.70-80）。また、1977年『母子寮調査』では、約４分の３が課題[9]の多い母子である。1981年『母子寮調査』においても、同様の傾向が見られる（林 1992、pp.115-118）。

経済状況を見てみると、1967年『全国母子世帯調査』、『母子寮調査』によると、母の半数は働いており、年間所得別にみると24万円～36万円未満の母子世帯が最も多く、12万円以上48万円未満が約６割を占めている。約１割の世帯が生活保護を受給していた。母子寮在寮世帯については、年収21万6000円以下が約８割であり、半数近くが生活保護を受給していることから、母子寮在寮の母子たちの貧困は明らかである。職業を見ても、工員や炊事婦、店員、日雇、内職、パート、ホステス等、能力があればできるものが74.8%を占めており、不安定で低賃金である。1973年の厚生省『母子世帯等実態調査』でも、ほとんどの母が仕事をしているようになったものの、所得は100万円未満が86.7%であり、一般世帯の半分にも満たない。このような厳しい状況にある母子世帯と比べても母子寮在寮世帯の生活困難は深刻である。東京都の場合（1972年『東京都民生行政基礎調査』）であるが、年金や手当の受給者は一般母子世帯の２倍以上、生活保護受給は４倍以上となっている。1980年代に入っても、母子家庭の生活の状況は、あまり変わっていない。1983年の厚生省『全国母子世帯等調査』によると、多くの母子家庭はその他の世帯の約２分の１の生活水準に置かれており、生活保護基準以下の暮らしをしている家庭がかなり存在していると考えられている。約９割の母が働いているものの、労働条件はきわめて悪い。住宅に困窮している母子家庭が多いことも明らかとなっている。母子世帯がこのような状況にある中で、1980年代前半には、児童扶養手当法改正の議論のなかで、未婚の母には支給しないという法案が提出された。ここでは、扶養する男性の存在の有無が問題となっていた。この法案は修正され、所得の二段階制による減額措置などが導入された（赤石 2014、pp.51-52）。また、1985年には、サラリーマンの夫と、専業主婦あるいはパート労働の妻というカップルをモデルとする年金の第３号被保険者制度が成立している。扶養する男性が存在せず、女性一人が稼ぎ手となる母子世帯は、また制度から排除されるようになっている（赤石 2014、pp.124-127）。

緊急避難に焦点を移すと、1975年の「副田リポート」[10]では、施設ケアは、住宅提供型施設とともに、

生活指導や緊急保護を要する場合を考えなければならないとしている。後者は、入寮者の実情の変化を受けとめる必要性を示したものであろう（林 1992、pp.94-96）。緊急保護のケースは、年々増加しており、緊急保護を入寮理由とする割合は、1980年前後では、少ない年で1.9％、多い年には3.2％であった。緊急保護、また、夜間管理や寮内保育の必要性が重みを増してきている（林 1992、pp.103-104）。1982年『母子寮調査』によると約30％の施設が緊急保護用の居室を設けている（芹沢b 1983、p.75）。1982年には、厚生省が「母子寮は緊急の場合、配偶者のある者も、夫から避難するために入寮が認められる」との見解を示し、1986年には、母子寮が行う緊急一時保護対象者を、母子から女性一般に拡大しており、国からも緊急保護の必要性が認められている（加藤 2001、p.39）。1996年には、母子寮の入所理由について、夫による暴力を含む「家庭環境の不適切」[11]が最も多くなっている（芹澤 2007、p.21）。

この30数年の間に、母子寮は、住宅提供は勿論、生活指導や保育、自立支援、緊急保護の役割を大きくしている。もはや敗戦直後のような「屋根」や「授産」という機能には留まらなくなっている（松原 1997、p.33）。これは、入寮する母子の変化に対応したためであろう。母子寮の役割が変化した一方、入寮する母子たちに関して、住宅の確保や生活の維持が困難なほどの貧困にあることは、戦後、一貫しているといえる。

以上、本節では、敗戦後から1990年代までの母子寮に焦点を当て、施設、入所者共に変化し、母子寮の役割の変化は入寮する母子の変化に対応していることを明らかにしてきた。次節では、1998年の児童福祉法改正から、現在にいたるまでの母子寮のあり方を明らかにしていく。

３．母子生活支援施設への転換

前節では、敗戦後から1990年代にかけてという長期間での母子寮の変化を追ってきた。本節では、1998年の児童福祉法の改正から現在にかけて、母子生活支援施設がどのような役割を果たしているかを明らかにしたい。児童福祉法の改正時の議論と改正後の母子生活支援施設の状況についてまとめていきたい。

まずは、母子寮が母子生活支援施設へ改称されることとなった1998年の児童福祉法改正に関してまとめていきたい。この改正を視野に入れながら、全国母子寮協議会では「ローズプラン」が提案されている。このプランは、母子寮の目標を「母子の社会への自立をめざし、地域への適応力の育成を図ること」としており、援助の理念に、「母と子を生活の単位とすること、子どもの最善の利益を図ること、女性としての自己実現の支援」を挙げている。プランの具体的な内容は、名称を地域母子ホームとし、地域母子福祉センター、父子福祉支援、地域子育て支援センターを組み込むと構想されている。従来の母子寮は、機能を強化、拡大して地域母子福祉センターとするようになっている。都道府県・指定都市・中核都市にはこの３つをすべて組み込むホームが最低１か所設置されるものとしている（松原 1997、p.34）。実際の改正を見てみると、児童福祉法は、1997年６月11日に公布され、1998年４月１日に施行されている。改正の理由は、「少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下など、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化して」いる中で、児童の福祉を増進するためであるとされている（国会会議録）。改正の内容は、児童保育施策等の見直し（保育所）、児童の自立支援施策の充実（教護院）、母子家庭施策の強化（母子寮）の３点である。この改正におけるキーワードは自立支援である。国会会議録をみると、改正にあたっての議論の多くは、保育の見直し、拡充、また、児童への虐待や体罰、ポルノ等が論点となっている。前改正の1994年以降における児童福祉法改正に関する議論36件のうち、母子寮について言及されているものは10件であり、そのうち半数が同大臣の発言であることを考えると、あまり議論がなされていないことが窺える。全国社会福祉協議会の松尾武昌が審議の参考人となっており、「制度の見直しの第一歩として基本的に改正内容を評価」している（国会議事録 厚生委員会８号）。議論の少なさは、福祉側にも好意的に受け止められ、反対意見が少なかったためと考えられる。母子寮についての変更点は、入所者の自立の促進のための生活の支援を目的に加

え、母子生活支援施設へ改称すること、児童の在所年齢が満20歳になるまで広げることである。満20歳までの引き延ばしは、関係者に希望されていた。この改正と同時に、入所に関する制度も改正され、2001年には措置から契約施設へ移行した（今市2000、p.49）。また、2004年の改正では、「退所した者について相談及びその他の援助を行うことを目的とする」ことが加えられ、退所後まで支援の対象が広がった。結局、「ローズプラン」は実現していないようであるが、その実現にあたり前提になっていた「母子寮サービス水準（試案）」は、全母協大会において、正式な水準となった。この概要は、「児童への対応と子育ての支援」、「母親の生活支援」、「集団生活をエンジョイするためのサービス」、「サービス全ての利用についてはインフォームド・コンセントが実施され、利用者によるサービスの選択ができること」、「職員の資質などサービス水準を支える条件整備」、「アフターケア」、「緊急対応」である（松原 1997、p.34）。

次に、母子生活支援施設の状況についてまとめていきたい。施設は、2007年には272か所あり、4056世帯が在所している。2013年には256か所あり、3861世帯の在所と、施設数、利用世帯数ともに減少している。定員は5209世帯であり、約25％の空室率である。2011年度では、母子世帯は123万8,000世帯と推計されているが、そのうち施設の利用世帯数は0.3％しかない。DVや虐待による相談件数から見ても潜在的なニーズは高いと推測されるが、施設数や利用世帯数は減少している（中島 2014、p.80）。男女の賃金格差を見ると、男性一般労働者の賃金を100としたときの女性の一般労働者賃金は70.8％であるが、子育てをしている男女で比較すると、男性を100としたとき女性は39であり非常に格差が大きい（赤石 2014、p.121）。また、19歳以下の子どもがいる母子世帯の57％が貧困層である（杉山 2013、p.201）。このように、母子世帯が置かれている経済的に厳しい状況からも、潜在的なニーズは高いと考えられる。2000年度と2010年度の単一回答の入所理由について見てみると、2000年度では、夫などの暴力が最も多く33.5％、次いで住宅事情が23％、経済事情が22.6％であり、2010年度においては、順番は同じく、夫などの暴力が49.6％、住宅事情が22.2％、経済事情が11.2％である。夫などの暴力を理由とした入所は、10年間で15％以上増加している。2010年度では児童虐待の項目が設けられ、0.9％の母子がこれを主とした理由として入所している（厚労省2014）[12]。2012年度においても、夫などの暴力は55.5％と増加しており、児童虐待も2.2％となっている（片岡 2014、p.109）。1980年頃から緊急保護が目につき、夫などの暴力を理由に入所するようになったようであるが、東京都内のある母子寮では、1984～1986年にかけて、既に入寮した29世帯のうち12世帯もの家庭が夫などの暴力を主要な理由として入寮している（藤井 1988、p.66）。夫などの暴力による入所の割合は年々増加していることがわかるが、これは夫などの暴力、つまりDVが増加したというわけではなく、DVに対する認識の高まりやそれに伴う相談件数の増加、相談環境の整備のためであろう。

設備について見てみると、2008年の時点で、各世帯に独立した浴室、台所、トイレがあるものは48.5％であり、浴室、台所、トイレのいずれかが共同というものが44.4％である（厚労省 2008）[13]。一般のアパートと同じくらいの設備を持っている施設は半分にも満たない。各居室専用の設備の割合は、1983年の調査と比べると増加したが、依然として不十分である。

現在では、施設によって異なるが、従来のサービスに加え、緊急一時保護、保育機能強化事業（保育所に入所できない母子家庭の子どもを施設で保育するサービス）、サテライト型施設の運営、学童保育クラブ、ショートステイ、トワイライトステイ、電話相談など様々なサービスが行われるようになっている（全母協）。

以上のように、本節では、1998年の児童福祉法の改正の議論や現在までの母子生活支援施設の状況を明らかにしてきた。児童福祉法の改正を契機に、母子生活支援施設では機能が強化、拡充され、現在では、入所だけでない様々な支援が行われるようになった。1990年代後半には既に夫などの暴力を理由とする入所が最も多くなっており、その割合は増加しつつある。住宅事情や経済状況を主因とする入

所も決して少なくなく、幅の広い支援が求められていることがわかる。しかし、施設数や利用世帯数は減少を続けており、空室率も低くはない。設備は一般のアパート等と比べると、劣っている施設が多く、入所をためらう一要因になっていると考えられる。一方で、DVや虐待の相談件数、母子世帯の経済的な状況から考えられる潜在的なニーズは高いことが考えられ、このニーズと実際の利用状況との差が埋められる必要があることがわかる。

本章では、母子寮－母子生活支援施設の変遷を、主に先行研究をまとめる形で、民間の慈善事業であった最初期から公的な育児・生活支援サービスとなっている現在まで、通時的に示してきた。次章では、母子寮－母子生活支援施設に関する新聞記事を扱い、施設の取り上げられ方とそこから窺える問題について考察する。

第２章　新聞記事に見る母子寮－母子生活支援施設

前章では、母子寮－母子生活支援施設の歴史をまとめてきた。本章では、先行研究ではほとんど用いられていない新聞記事により、母子寮－母子生活支援施設と母子の様子や、窺える問題を記述したい。第１節では、主に母子寮－母子生活支援施設を取りあげている記事により、施設や入所している母子の様子をまとめる。第２節では、二つの記事を取り上げ、「はじめに」において言及した事件の母親に通じる問題について述べる。第３節では、母子寮－母子生活支援施設についての記事のうちDVや緊急保護などを含む記事を中心に取り上げ、児童福祉法改正時とDV防止法制定時における母子寮－母子生活支援施設についての記事の件数を比較して、報道の偏りを指摘する。

本章で取り上げる母子寮－母子生活支援施設についての記事は、『朝日新聞』及び『読売新聞』の記事検索データベースを利用している。データベースにおいて、「母子寮」あるいは「母子生活支援施設」を検索語にし、1945年から現在までの期間のもので該当した記事数から下記のグラフを作成した。グラフを見ると、色に濃淡があるが、色の濃いものは、該当した記事のうち、DVや緊急保護と関連のあるものである。1980年代後半にデータベースの扱う範囲が東京だけでなく全国へと拡大しているため、件数が増えている。下記のグラフの通り、記事数はそれほど多くない。また、データベースの扱う範囲が東京版のみから全国へと拡大した一方、地方版、都道府県版によって一地域においてのみ取り上げられた記事もあり、いずれの時期も記事の地域的な偏りは存在している。該当した記事の中には、受勲や表彰、人事などで、所属している施設名が該当することも多く、これらを省くと、やや記事数は減少する。

１．母子寮－母子生活支援施設を取りあげた記事

本節では、まず母子寮－母子生活支援施設について書かれている記事を取りあげ、様々な視点から、施設や入所している母子の様子を明らかにしたい。時期については、【図表１】【図表２】において山になっている1950年代と、記事数の増加した1990年代以降、という二つの時期を取りあげることにする。

では、1950年代の母子寮にいる母子たちの様子を取りあげたい。1950年代には、母子寮の様子が窺える記事が比較的多く見られた。まず、放浪癖のある夫と離婚して、二児を抱えて生活苦にあえぎ二葉母子寮に入った女性のケースであるが、彼女は、寮の斡旋で始めた生命保険会社の外交員として必死に働いた結果、成績を伸ばし、男性社員と大差ない収入を得て自立に至っている（「破鏡の婦人に自立の春」『読売新聞』1952年４月19日）。このように、自立して退寮するケースはもちろんあるが、自立できない例も少なくなく、児童福祉法では子が18歳以上になると寮を出なければならないが、住宅を見つけられずに約２割がそのまま残っている（「申し込みふえる一方」『朝日新聞』1953年４月２日）。母子寮では、子を抱えての就職が困難なため内職をしている母も多いが、女性であることを理由に工賃の不当な切り下げやひどい中間搾取にあっており（「母子世帯は訴える」『読売新聞』1955年４月１日）、外で働いていても、食費等が無料なので低賃金でも良いだろうという雇用者の無理解により、自活の希望を妨げられている（「火の気もない部屋で寒さにふるえる」『読売新聞』1953年２月15日）。このように、多くの母にとって自活への道のりは困難で

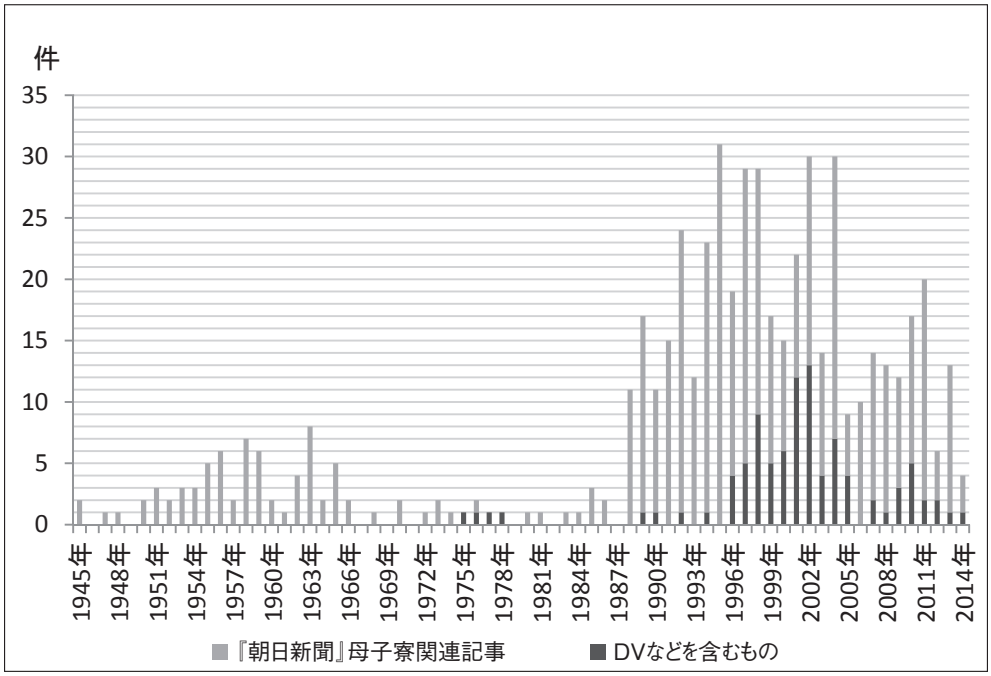

図表１　『朝日新聞』母子寮－母子生活支援施設関連記事

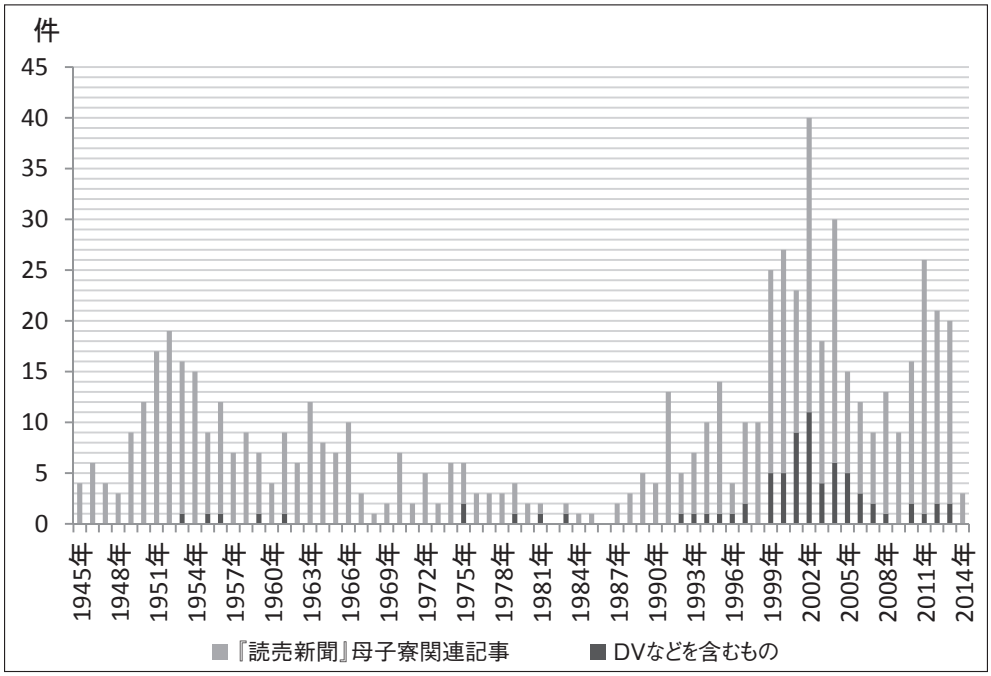

図表２　『読売新聞』母子寮－母子生活支援施設関連記事

あった。一方で、ある母子寮の寮長は、「最近は自分の腕一つで立ち直って行く人が増えて」きた、復興につれて「洋裁など女だけでも生きて行ける職業が多くなったから」だろう、と語っていた（「きょう１日の別れ」『読売新聞』1956年８月28日）。母親は経済的に自立をすれば、退寮して生活ができる傾向にあったことが窺える。また、経済的な困難以外も記事に取り上げられており、母子寮澄水園では、夫が復縁を迫って仲間を連れて恐喝に来たため、母子を関西の母子寮に行かせたという例もある（「母子寮もあすはお正月」『読売新聞』1955年12月31日）。母子寮に入るには、手続きをしてから早くて１か月、遅くなると３か月かかる現状であり（「時間がかかる母子寮入り」『読売新聞』1959年８月５日）、東京都民生局婦人部では「かけこみ寺」のような施設の設立も考えられている（「母子世帯を守るために」『読売新聞』1959年11月13日）。緊急保護の役割はこの時点ではほとんど果たしていなかったことがわかる[14]。

次に、1990年以降について、記事数の多い年を中心に見てみると、まず、両紙ともそれ以前と比べて1995年に記事が多くなっている。この年の記事には、阪神淡路大震災関連の記事が目立つ。震災関連の記事の中には、公営住宅や養護施設とともに、母子寮の空き部屋を提供するという案内が見られる。詳細を見てみると、「被災関連情報コーナー・24日　阪神大震災」では、「滋賀県彦根市　市営住宅五戸、母子寮二室、市民の住宅三戸を提供」、「岐阜県　特別養護老人ホームなどに七十人、養護施設に五十人、母子寮に二十世帯を受け入れる」とある（『朝日新聞』1995年１月25日）。愛知県でも福祉施設が「県内の老人福祉施設に二百九十三人、障害者関係施設に七十五人、児童福祉施設に百八人、四十一世帯（母子寮）、里親のもとに六十三人を受け入れる」と、受け入れ態勢を整えている。また施設職員の派遣も行っている（「社会福祉施設も支援（阪神大震災・災害情報）」『朝日新聞』1995年１月26日）。同様の受け入れの案内が東京都、神奈川県、岡山県についても行われており、上記のものを合計すると約130世帯分の受け入れが可能であったことがわかる。ここでは、住宅提供・緊急一時保護という役割が果たされている。また、これらの記事からは５都県１市で約130室の空室があることがわかる。迅速な受け入れを行える一方で、決して空室率が低くなかったことが窺える。

2002年には、両紙ともに他の年と比べて非常に件数が多くなっている。これは、DV防止法制定に伴うものであり、第３節で後述する。2004年にも、記事数は多くなっている。これは兵庫県の母子生活支援施設において母親が生後10か月の子どもを暴行死させたという事件が連日報道されていたためである。この事件は、2004年５月31日に明らかになっており、母親が子どもをあやしていたが泣き止まず、頭を突くと倒れて後頭部を床に打ちつけたという内容である。母親は子どもをすぐに病院に運んだが、手術の後死亡した。この母子は同年の４月５日に入所し、平日は子どもを私立の保育園に預け、母親は飲食店にパートで勤めていた。入所以前は、母親はアパート暮らし、子どもは乳児院に預けられていた。日常的な虐待は見られず、施設関係者などの周囲の人々も驚いているが、記事の中で日本子ども家庭総合研究所の才村は「育児不安に悩み続け、かろうじて気持ちをコントロールしていたのが限界にきて、突発的に虐待に及ぶというのは前からあるケースだ。……思い詰めた様子や、あるいは軽い虐待などの兆候を周囲が注意していくことが大事」と述べている（「洲本・男児暴行死　母子施設で何が…関係者衝撃」『読売新聞』2004年５月31日）。この母親は、５月に児童相談所に施設の門限のために夜働けないことや離乳食がうまく作れないこと、子どもの発育が遅れていることなどを相談しており、施設を退所して再び子どもを乳児院に預けたいと希望していた。経済的な不安もあり、施設にいるとストレスが溜まり、子どもに大声を出したり、無視したりしたことがあったとも訴えている。このように児童相談所に訴えていたが、児童相談所は守秘義務を理由に施設との情報共有を行っていなかった。母子の生活により近いところにいる施設に情報が行き届いていなかったことは問題であり、紙面においても指摘されている（「洲本・男児暴行死　施設側に母の悩み伝わらず」『読売新聞』2004年６月１日）。このケースでは、施設に入っていながらも子育てに困難を抱

えたままであったということが窺える。このような兆候に施設が気づくことが求められるとともに、関係機関との連携が重要であるということがわかる事件である。

2000年代後半は、記事数は少なく、2011年に次の山が見られる。ほとんどいずれの年にも、母子寮－母子生活支援施設や児童養護施設などへ興行のチケットや金品を贈る、あるいはスポーツ選手などが交流に行く、というような記事は見られるが、この2011年には、タイガーマスク現象[15]が起き、児童養護施設や母子生活支援施設へ金品が贈られたという記事が多数見られた。予算の厳しい施設にとって、子どもに必要な物品が贈られたことは重要な支援であり、施設が注目されることには意義があると考えるが、一方で、児童養護施設出身者のなかには、「贈られる側への想像力が足りない」という抵抗感や今回だけが美談として扱われることへの違和感もある。また、「政治や行政が本来解決すべき課題が「いい話」にかき消され」てしまうという指摘もある（「タイガー現象、何か違う　養護施設出身者、実状発信へシンポ」『朝日新聞』2011年３月９日）。記事を見ると、贈る側の意識も窺える。手紙の内容が紹介されることがあるが、「恵まれない子どもたちに……」と書かれているものも少なくない。「恵まれない子ども」とタイトルに含まれる記事も見られる（「恵まれない子どもに万博を」『読売新聞』2004年12月21日）。何に恵まれないかということは書かれていない。1950年代のような「不幸な子供」という書き方は見られないが、「かわいそうな子ども」、「施設の子ども」という偏見が再生産されるのではないかと考えられる。

グラフの山になっている部分以外にも目を向けてみると、母親が外国籍の母子について取り上げる記事が時々見られる。この点については、第３節で後述する。また、母子寮－母子生活支援施設の取り組みなども少し取り上げられている。わずかではあるが、母子寮－母子生活支援施設でのショートステイ、トワイライトステイなどの託児サービスが紹介されていたり、講習会やバザーなどの会場となっていたり、地域とのつながりも窺える。これらの記事は数がわずかであるため、これらの記事から施設の存在を認識する人はほとんどいないと言ってよいだろう。

以上、本節では、まず、1950年代について、複数の記事からわかる母子寮と入寮している母子の様子についてまとめた。1990年代以降の母子寮－母子生活支援施設については、震災、事件、タイガーマスク現象というように、様々な角度から施設や関係機関に関する問題を取り上げた。次節では、２つの記事を取り上げて、「はじめに」で取り上げた事件の母親とも密接に関わる問題について述べていきたい。

２．新聞記事に見る困難を抱えた母子の姿

前節では、1950年代と1990年以降の母子寮－母子生活支援施設の様子やその周辺の問題を取り上げてきた。本節では、興味深い２つの記事を取り上げたい。この２つの記事は、関係記事が複数見られるようなものではなく、単独の記事なのであるが、母子の切実な状況を映していると考えられるので、取り上げることにする。一つ目は「路頭に迷う“家出母子”乱暴でも「夫」がいるため　母子寮・生活保護もダメ」であり（『読売新聞』1975年12月15日）、二つ目は「10代ママ、ウェブ・地域で救え　携帯でつづる悩み切々」である（『朝日新聞』2007年９月６日）。

一つ目の記事「路頭に迷う“家出母子”　乱暴でも「夫」がいるため　母子寮・生活保護もダメ」について簡単に紹介したい（『読売新聞』1975年12月15日）。この記事前半の内容を要約すると、次のようになる。

> 福祉事務所で働く婦人相談員等の実感であるが、日頃の夫の暴力が、不況下の失業や不振によってよりひどくなり、着の身着のままで飛び出しあちこちさまよう「家出母子」が増えている。家を飛び出したものの、どこに助けを求めればよいかわからず、知人宅や旅館を渡り歩く人も多い。母子だけでは旅館はなかなか泊めてくれず、夜の街をさまよう「浮浪母子」もいる。離婚が成立していないため、母子寮にも入れず、生活保護も受給できない。働こうと思っても、不況下では特に、子連れということで敬遠され

てしまう。

この記事は、以上のように述べたうえで、夫のひどい暴力・「家出」の事例を４つ載せ、イギリスでの母子の救援の取り組みを紹介し、「かけこみ寺」や「離婚の母」の家などを求める声や取り組みでまとめている。この記事が載った1975年は国際婦人年であり、この年には母子寮に関する他の記事でもそのことに触れていて、夫による暴力を問題視し「かけこみ寺」等を求める内容が見られた。

１ページの４分の１強を占めるこの記事は、内容が充実しているという点で注目に値するが、このページの下半分に目を転じると、別の観点からの分析が可能になる。このページの下半分には、母子寮や託児室を備えたキャバレーやクラブの求人広告が並んでいるのである。少し詳しく見てみると、求人の３分の１以上はキャバレーやクラブのホステスの募集であり、これらの募集は、求人のはじめのほうに大きく載っている。この求人を読むと、ほとんどの店で日払いが可能であり、6000円以上という高額[16]の日給を保証していること、15店のうち９店が母子寮や託児室を備えており、母子に限定しなければ12店が寮を備えていることがわかる。その案内の中には「即入可」という言葉も目立つ。

ここで問題なのは、不況で夫が失業する、働き口が見つからない、母子寮に入れないという「家出母子」の記事と、不況にもかかわらず開店したてで連日盛況であり、高給が見込める、すぐに母子寮に入れるというホステスの求人広告が同じページに載っていることである。このページを読んだ人は、はたしてどちらの母子寮に入るだろうか。生活状況や住宅事情が厳しく、逼迫した状態であればあるほど、後者を選ぶと考えられる。児童福祉施設のほうの母子寮に入寮した母親は、「新聞の求人欄の「キャバレーホステス求む。最低保障一日六千円、託児所付き、寮有り、即入可」という文字が、目前にちらついてしかたがなかったこともあった」と振り返っている[17]。皮肉にも、キャバレーやクラブでは、この時期からすでに子どもを育てながら働くという環境を整えつつあり、また、母子世帯の存在を捉えていた。男女が対等でないことで困難な状況に陥った人々を、男女が対等でないことによって維持されている産業が支えているという複雑な構造が窺える。このような求人は膨大にあり、母子寮や託児室を備えたキャバレーの正確な初出を探ることはできないが、ある程度は推測できる。この記事と時期が近く、また、クリスマス前ということで急募があると考えられる12月18～22日に絞って、1975年から遡って見ていくと、1972～1974年には「母子寮」、「託児所完備」、「即入可」などの言葉が見られる。1970、1971年でも、「寮即入可」の文字はあり、「ママさんホステス」には託児を行うというような案内も僅かだがある。1969年にまで遡ると、これらの案内は見当たらず、むしろそれ以降にはない「健康保険」や「慰安旅行」が強調されている。風俗店がシングルマザーの「セーフティネット」になっているという、「はじめに」で言及したような現状の起源は、1970年代前半にあると言えよう。

次に、二つ目の記事「10代ママ、ウェブ・地域で救え　携帯でつづる悩み切々」について述べていきたい（『朝日新聞』2007年９月６日）。この記事は、社会経験が浅い、悩みを相談する相手がいない、公的な窓口を知らないなど孤立しがちな10代の母親に、必要な情報を届ける支援を行う携帯サイトとそこでの取り組みを紹介している。このサイトは、主婦マーケティングの会社を経営する女性が運営している。はじめはパソコンのコミュニティサイトで夫婦仲に悩む女性の相談に乗るものであり、メールマガジンの登録会員は30代の女性が中心であった。携帯サイトでも相談を受け付けるようになると、そこでの相談者は「パソコンのサイトにアクセスしてくる相談者とはまったく違う層」であった。運営者は、相談から、「できちゃった婚の末、生活にせっぱ詰まっている。携帯だけが社会との接点」という「孤立した若い母親像」を見出している。2004年の「できちゃった婚」で生まれた子どもの割合は、26.7％であるが、10代の母親の場合では82.9％である。また、東京での調査であるが、10代で母親となった人の半数が子の父親と同居しておらず、３割の人が最も困った時に頼りたい人がいないと答えている。そして、この相談サイトでは、ほとんどの相談者が公的な支援や相談窓口を知らないため、相談内

容に応じて、保育所の減額利用やハローワーク、無料弁護士相談、母子生活支援施設などの存在が伝えられる。運営者は、「携帯しか持たない人たちに、なんとか必要な情報を発信できないもの」か、と考えている。

この記事からは、若い母親は、避妊の知識や自覚が不足しており、欲しくて生んだのではない子どもを一人で育てなければならないという虐待につながりやすい状況にある場合が多いことがわかる。それとともに、そのような若い母親への支援の潜在的なニーズは非常に高いこともわかる。たとえば、2014年３月17日に発覚した、22歳の母親がインターネット上のベビーシッター紹介サイトを通じて依頼した人に２児を預け、１人の男児が死亡したという事件がある（「２歳死亡、シッター逮捕へ　遺棄の疑いネット通じ預かる」『朝日新聞』2014年３月18日）。この事件に関連した記事によると、マッチングサイトの依頼者には、飲食店や風俗店で深夜に働く女性や、低収入の人が多い（「シッター掲示板、良心頼み　不安あるけど、頼むしか…」『朝日新聞』2014年３月18日）。このように、事件というかたちで、支援のニーズが明るみに出ている。前述の記事の中で、東洋大教授の森田明美は、若い母親を「支えるには行政や地域などが積極的に入りこまなければ」ならないと述べている。つまり、「携帯だけが社会との接点」という「孤立した若い母親」には、支援へのアクセスが難しく、支援者が自ら潜在的なニーズをとらえ、応えていくという姿勢が求められるのである。この点は、母子生活支援施設にもよく当てはまる。入所が望ましい母子が数多くいると思われる中で、充足率は決して高くなく、認知度も低い。母子世帯の中で、母子生活支援施設を利用したことがあるのはわずか２％であり、利用したことがないという98％のうち、41.1％は制度を知らない（「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」厚生労働省）。このような状況の中では、先ほど述べたように、若い母親は、キャバクラや風俗店というもう一つの「セーフティネット」に流れかねず、行政や地域が積極的に入りこまなければ、彼女たちへの支援は届かないという現状が窺える。

以上、本節では、キャバレーやクラブがシングルマザーの「セーフティネット」として機能し始めた経緯や、孤立しがちな若い母親が抱える支援のニーズを中心に論じてきた。次節では、児童福祉法改正時とDV防止法制定時における母子生活支援施設関連の記事数を比較し、報道のアンバランスを指摘したい。

３．DV防止法制定時と児童福祉法改正時の報道

前節では、２つの記事を取り上げ、シングルマザーが陥りやすい状況について考えてきた。本節では、母子生活支援施設と関連のある記事のうち、DVや一時保護、駆け込みなどと関連のある記事を取り上げ、これらと施設の関係についてまとめ、DV防止法制定時と児童福祉法改正時の新聞報道の問題について言及する。

まずは、本節で重要であるDV防止法[18]について簡潔にまとめたい。このDV防止法が日本で制定されるようになったきっかけは、1975年の国際婦人年に遡る。ここから反DV運動が始まり、1977年には、日本で初めて公営シェルターの機能をもつ「東京都婦人相談センター」が開設された。1980年代半ばには民間シェルターが開設されたが、本格的な反DV運動は1992年の「夫（恋人）からの暴力」調査研究会のDV全国調査により始まった。1995年には、第４回世界女性会議を契機に、政府が「男女共同参画2000年プラン」において「女性に対する暴力」の根絶を盛り込んだ。このような流れの中で、NGOはDV防止法制定運動を展開した。1998年には、参議院で発足した共生社会調査会の審議テーマに「女性に対する暴力」が取り上げられている。2000年から、超党派の女性議員を中心にDV防止法立法化に向けて本格的な活動が開始され、2001年に、議員立法によりDV防止法が成立し、施行された。その後、2004年、2007年に改正され、内容は充実しつつある（石井 2009、pp.41-42）。DV被害者を保護するDV防止法が制定されたものの、DV防止法によって新たに設けられた被害者を保護・支援する機関は、配偶者暴力相談支援センター（以下、DVセンター）のみである。このDVセンターは相談や、関係機関への連絡を行っているが、被害者の一時的な保護は行っていない。一時保護を担うのは、婦人

相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルターであり、もともと売春防止法や児童福祉法に法的根拠を持つ施設、あるいは法的根拠を持たない施設である。新たに保護施設を設けたのではなく、DV防止法制定以前から、一時保護の役割を担いつつあったこれらの施設が継続し、機能を拡大して一時保護を行っている。このような流れで、母子生活支援施設はDVからの避難を受け入れるようになったのである。

新聞記事に戻り、【図表１】【図表２】の色の濃い部分、つまり、DVや緊急保護と関連のある記事について見ると、2000年前後、特に2001、2002年が目立つ。これは、DV防止法が2001年に制定されたためということは明らかである。一時保護を行う「公的機関としては、婦人相談所があり、期間は約二週間。……民間シェルターは全国で約二十か所あり、長ければ数か月滞在できる。……母子寮のような生活支援施設を利用することもある」、というように（「［歩み出すDV防止法］（下）あきらめず支援求めて」『読売新聞』2001年10月13日）、婦人相談所やシェルターに並び、避難・保護施設として記載されている記事が複数見られる。DV防止法制定以前の1999年にもDVに対する取り組みはなされており、厚生省は、「母子寮」をかけこみ寺として利用できるように改良するための予算を確保している（「夫の妻への暴力行為、ここに避難し解決を「やすらぎの家」」『朝日新聞』1999年６月３日）。同年、婦人相談所も同様に、法の枠外であった売春以外の保護対象が明文化され、女性の社会的自立を広域的に支援するよう厚生省から通達を出されている（「被害の相談、10年で3.5倍　ドメスティックバイオレンス」『朝日新聞』1999年11月19日）。

2000年前後になると、「DV」という言葉も急増しており、「DV」の存在が浸透しつつあることが窺える。また、母子生活支援施設での生活の様子が窺える記事は少ないが、DVと関連する記事の中には、DV被害を受け、役所の窓口に相談に行った、あるいは母子生活支援施設やシェルターに避難したという母子の体験を記者がまとめたものが両紙ともに数多く見られる。これらは、夫の激しい暴力の実態を伝えており、一方で、相談先や避難先の対応の不十分さについても記している。殴る、蹴る、椅子を投げつけるという暴力が妊娠してからも続き、「すがる思い」で市役所の福祉窓口を訪ねたという女性は、「もう２時間も経ってるから、ご主人も頭を冷やしているのでは。……僕らのころもありましたよ。妊婦さんを殴ったり蹴ったりというのは」という中年の男性職員の対応によって自宅へ戻った（「無理解（暴力から逃げて　DV法完全施行を前に：中）」『朝日新聞』2002年３月29日）。やっとの思いで逃げたにもかかわらず、福祉事務所で「15年も一緒にいて今さら我慢できないのか」と言われた女性もいる（「脱出…受け皿不十分　名古屋市でDV被害者保護に連絡会」『朝日新聞』2001年７月14日）。一時保護先の婦人相談所では、トラブル防止や本人の身の安全のためという配慮ではあるが、被害者の女性は、財布や携帯電話、鍵などの貴重品が事務室に預けられ、電話や外出を禁じられたことを、「刑務所に入れられたみたいだった。逃げているんだから、わきまえなさいという空気が感じられた」と話している（「安らげぬ（暴力から逃げて　DV法完全施行を前に：上）」『朝日新聞』2002年３月28日）。このように、DV防止法制定によって既存の機関が相談窓口や保護機関に定められたものの、職員の理解や対応が追いついておらず、結果として二次被害を生んでいるという状況が窺える。

また、このようなDVの被害は、外国籍の女性が日本人の夫から受けることもある。1990年代前半には、日本へ難民として、あるいは出稼ぎのために来たものの幼い子を抱えてしまい生活に困っている在日アジア人女性のために開設された母子寮についての記事があり、ここで、既に夫の暴力にも触れられている。2000年代に入っても、記事に取り上げられる暴力の様子は変わっておらず、「文化的暴力」ということが指摘されている。「外部と遮断して孤立させ、日本の文化に従わせながら、相手の文化を理解しようとしない。そして妻をコントロールしきれなくて身体的な暴力が始まる」、そして、特にアジア人女性の場合、夫は「自分より下に見てこのくらいならいいだろうと思っている」という（「言葉・法律…DV救済に壁　外国人女性への支援急務」『朝日新聞』2004年５月７日）。外国籍の女性の場合、

言語の壁や在留資格などの様々な問題のために、日本人女性以上に、相談や避難を求めにくい。

DV防止法制定以降の記事の中には、「DV被害者の入居する県内の施設で……」というように母子生活支援施設を説明する記事も見られる（「母子生活支援施設で入居者の生活を制限　県、調査を始める」『朝日新聞』2004年９月11日）。「母子生活支援施設は、夫や恋人の暴力（DV）から女性と子どもを保護する施設」と説明している記事もある（「堺市が利用料算定ミス」『読売新聞』2012年７月４日）。近年ではDVから避難してくる母子のケースが多いというような表現になると、より多く見られる。このように施設の説明がなされている記事は比較的長いものが多く、読者の目に触れやすいと考えられる。その記事で取り上げられている施設がDV被害を受けた母子を対象にしていたということも考えられるが、このように表記してしまうと、母子生活支援施設はDVシェルターというように認識されてしまうのではないだろうか。

これまで見てきた通り、母子生活支援施設は、DV防止法によって新聞に多く取り上げられた。一方で、当の施設を規定する児童福祉法が改正された1998年前後を見てみると、法改正に関わる母子生活支援施設についての記事は１件もない。児童福祉法改正を扱う記事において、母子寮－母子生活支援施設に触れた記事がないということは、母子寮－母子生活支援施設に関する法改正のポイントである「自立支援」も、紙面を通じては一般の国民には知らされていないということである。児童福祉法改正を取り上げた記事のほとんどが、保育所あるいは学童保育に関する内容であり、母子世帯については児童扶養手当がわずかに言及されているのみである。新聞の総合面において、政治の動向として、改正案の提出・可決成立を記述している記事は、どちらも主な改正点を、保育料の均一化、保育所の選択利用、教護院の児童自立支援施設への改称・拡大の３つとしている（「保育所の選択は保護者の希望で　厚生省が諮問」『朝日新聞』1997年２月22日、「改正児童福祉法、衆院で可決成立」『朝日新聞』1997年６月３日）。改正による変更点は、児童保育施策等の見直し（保育所）、児童の自立支援施策の充実（教護院）、母子家庭施策の強化（母子寮）の３点であったにもかかわらず、新聞報道においては、母子世帯の存在が抜け落ちている。

また、1998年に改称されたにもかかわらず、それ以降にも母子寮と表記されている記事もある。1999年から2004年に時期を設定して、「母子寮」あるいは「母子生活支援施設」を検索語にした場合と「母子生活支援施設」のみを検索語にした場合の該当した記事件数を比較すると、『朝日新聞』では35件、『読売新聞』では39件の差が見られる。「単に住居を提供して保護するだけでなくて、積極的に母子家庭の自立を支援していくというような施設にしたい」ということで[19]、改正された名称であったが、名称の変化、つまり担うべき役割の変化が意識されていない記事も多かったのである。

特に、DVに関する記事を見ていると、母子寮のままである記事が多い印象を受ける。緊急の支援を行っている施設として、施設の存在を伝えることにはもちろん意義がある。しかし、一時保護のあと施設に入所するというケースも少なくない。そして、施設に入所し、離婚に向かえば、母子世帯として、自立していくことが求められることになる。そういう可能性を考えると、「支援」を受けることができると読み取れる母子生活支援施設という名称を用いる方が適切である。新聞が改称を意識していないことによって、本来母子生活支援施設が担っている役割が見えにくくなっていることは問題であろう。

このように、母子生活支援施設を、DV防止法制定時・児童福祉法改正時と関連させてみてみると、報道に大きな偏りがあることがわかる。そもそも記事数自体あまり多くないため、新聞記事による母子寮－母子生活支援施設の認知度は決して高くないかもしれないが、母子寮－母子生活支援施設はDVの緊急保護施設やシェルターと同様のものであると認識されやすいと考えられる。

以上、本節では、まず、母子寮－母子生活支援施設を取りあげた記事のうち、DVや緊急保護と関連のあるものを中心に取り上げ、これらの記事がDV被害の実態とともに職員の不十分な理解・対応を記述していることから、DV防止法が制定されたものの態勢は整っていないという現状を指摘した。そし

て、DV防止法制定時と児童福祉法改正時との新聞記事の比較や、施設の取り上げられ方によって、母子生活支援施設の役割がシェルター的側面に偏って認識されていることを明らかにした。

本章では、新聞記事を扱い、記事に見られる母子寮－母子生活支援施設や利用している母子の様子、母子世帯が抱えがちな問題、DV防止法制定時・児童福祉法改正時の報道の問題について述べてきた。次章では、母子生活支援施設の職員への聞き取りによって、施設や利用している母子の現状、施設が抱える問題を明らかにする。

第３章　母子生活支援施設の現状と課題

前章では、母子寮－母子生活支援施設に関する新聞記事を用いて考察してきた。本章では、母子生活支援施設の職員への聞き取りを通じて、施設の現状を明らかにしたい。第１節では、母子生活支援施設の運営の実態をまとめる。第２節では、入所している母子の背景や様子を取り上げ、母子が抱えているニーズを掴む。第３節では、施設が行っている支援を明らかにし、施設の役割を位置づけるとともに、改善が望まれる点などについて述べていきたい。

本章で扱う施設職員への聞き取りの概況と施設の紹介を記しておく。筆者は、大阪府下の２つの母子生活支援施設にて聞き取りと施設見学を行った。まず、2014年９月18日に、大阪市外（郊外）の施設Ｔにて、母子支援員主任より話を伺った。後日、聞き取りの内容に関して、メールで質問を行っている。２つ目の施設については、2014年９月22日に大阪市内（市街）の施設Ｈにて、施設長、主任より話を伺い、同年12月１日に施設長に再び聞き取りを行った。施設Ｔは、職員計13名[20]、定員30世帯の施設であり、聞き取りを行った時点では22世帯が入所している。施設Ｈは、職員計19名[21]、定員50世帯の規模の大きな施設であり、聞き取りを行った時点では45世帯が入所している。どちらの施設も、入所者の約８割はDVを主な理由として入所しているが、第２節で後述するように、DVだけが入所の理由となっているわけではない。

１．母子生活支援施設の現状と経営

本節では、職員への聞き取りや施設見学を通じて知ることができた、母子生活支援施設への入所方法や、経営の状況、施設そのものの現状についてまとめていく。

まずは、入所の方法についてまとめたい。母子生活支援施設へ入所するには、居住地の福祉事務所へ行き、手続きを行わなければならない。母親は、施設に関する説明を受け、入所を希望するかどうかを決める。入所の希望を福祉事務所が確認すると、事務所が施設と契約し、入所できるようになる。このような流れで入所に至るのであるが、困難を抱えている母子が福祉事務所に行くのは困難なのではないかという疑問が浮かぶ。実際に入所できたケースには、福祉事務所などの行政の窓口へ、DVの相談に行き、入所へつながるケースや、生活保護の相談に行き、ケースワーカーが金銭だけの問題ではないと判断して入所へ至るケースが多く、既に離婚していれば児童扶養手当の申請時にも同様に入所へ至るケースがある。また、緊急一時保護によって入所し、そのまま本入所となるケースも多い。なかには、母親自ら母子生活支援施設へアクセスし、福祉事務所を紹介されるという事例もある。このように、多くのケースでは、困難を抱えている母子が福祉事務所に行くというかたちではなく、行政の担当職員が、この母子には支援が必要であると判断して母子生活支援施設を紹介し、入所に至っている。担当職員あるいはその事務所の方針によって、入所できるかどうかが決まってくるのであろう。

一つの事例を見てみたい。17歳で施設Ｈに入所した母親Ａのケースである。Ａは、友人宅で過ごし、出産する。友人たちにも子どもがおり、友人宅で育てればよいと考えていた。病院で出産したが、行く当てがその友人宅しかないということで、福祉事務所の職員が介入し、住居困難として入所させた。福祉事務所が介入できたのは、Ａは児童養護施設出身であり、施設を出た後も児童相談所が彼女の動向を把握していたためであった。友人宅で子どもを育てる方が気楽であり、母子生活支援施設に入ることにためらいもあったようであるが、自分と同じ目には遭わせたくないという思いがあり、福祉事務所の職

員との相談を重ねた結果、入所に至っている。

この事例では、福祉事務所などの関係機関が積極的にかかわった結果、入所に繋がっている。また、施設Ｈでは、ホームページやブログを作成しており、情報の発信を行っている。必要としている本人が施設の存在を知らなくても、周囲の人々に施設が認知されていれば、「あんたもう区役所行き」、「福祉事務所相談しに行き」というように、役所や福祉事務所への相談を本人に促すことができるとＨの施設長は考えている。確かに、相談に行くことができない、あるいは、その発想がない母親にとって、施設の存在を教え、相談に行くことを促してくれる人の存在は重要であろう。

上述のような流れで、母親が入所を決めると、福祉事務所と母親の居住地の自治体（市町村など）の役所が契約を行う。この契約に基づき、その居住地の自治体（市町村など）から施設へ措置費が支払われ、その措置費によって施設が経営されている。利用世帯は家賃を負担しなくてよいのである。施設Ｔでは、定員が30世帯のところ入所しているのは22世帯であり、空室の分措置費が入らないため、規定の最低限での人員配置となっている。この措置費が自治体の財政負担になるため、元の居住地の自治体の財政状況によって、仮に同じ境遇にあっても、入所できるかどうかが異なることになる。財政状況の厳しい自治体は措置を渋る傾向が強い。ある市役所で、母子生活支援について尋ねたところ、職員は、相談に来た人に、集団生活である[22]、門限の時間、いろいろなルールがあるということなどを伝えるという。入所をためらうような点ばかり伝えており、あまり入所を勧めないという空気が感じられた。以下、この点と関わる施設Ｈの施設長とのやりとりを紹介する。

施設長：ここ５年くらいずっと満室できてたんですけど、それがもう今年ほんとに減ってます。……

木谷：相談の件数が減ってるのか……

施設長：そんなことないと思う。

木谷：それともそれから入所につなげてもらえるケースが減ってるんでしょうか。

施設長：減ってると思う。分析してへんからはっきりは言えないけど、ここに入ったら措置費っていうのがかかんねんね、その家庭で、だいたい10、20万くらいかかってるんかな、措置費、それと、生活保護とかかってたら、30万くらいがその方にかかってるわけですよ。……なんかそういう自治体の財源のことって大きいかもしれへん。

施設Ｈは、前年度までほぼ満室の状態が続いていたが、現在は45世帯の入所であり、これについて、施設長は「措置渋り」を感じている。施設Ｔでは特に、措置渋りとともに居住地の自治体による入所しやすさの差を感じている。このように本入所の場合は入所者の元の居住地の自治体が措置費を負担するが、緊急一時保護の場合は、府が費用を負担する。これを利用して、本入所した方がよいと思われるケースであっても緊急一時保護によって入所させ、その間に新たな居宅を設定させる自治体もあるという。一時保護の目安は約２週間であるが、多くの場合、２週間では新たな住居を設定できず、１か月程入所が続いている。

また、入所者の多くは生活保護を受けている。生活保護費は、国が４分の３、自治体が４分の１を負担することになっている。施設があることで生活保護費の負担が重くなっている自治体もあるという現状である。

次に、この２つの施設のハード面について見ておきたい。まず施設Ｔは、鉄筋コンクリート造の４階建てであり、30世帯分の居室の他に、事務室、応接室、学習室、保育室、ホールなどがある。施設の入り口にインターホンがあり、セキュリティが意識されている。Ｔでは、施設の玄関に入所者の靴箱がある。施設内では館内履きで生活する。居室については、DK、６帖（和室）、4.5帖（和室）、浴室、トイレという間取りである。空き部屋を見学したが、母１人、子２～３人であれば、あまり物は置けないが、住むには問題ないという印象を受けた。比較的設備が整っており、居室もある程度の広さを保っている。しかし、聞き取りを行った時に、３階でのリフォーム工事の音が１階の応接室まで聞こえてき

た。生活音や入所者の話し声で苦情が出ることもあるという。防音は不十分であることが窺える。DV被害を受けて物音などに敏感になっている入所者にとっては、防音の設備も求められるであろう。

一方、施設Hは、鉄筋コンクリート造の５階建てであり、50世帯分の居室の他に、事務室、相談室、医務室、保育室、調理室、学習室、浴室、シャワー室、教養室などがある。こちらはTのようにインターホンなどはないが、館内に入るには事務室の前を通らなければならず、職員の目は届くようになっている。入所者はホテルのように、この事務室で外出の際に鍵を預け、帰宅時に受け取る。Hでは、各世帯の居室まで土足であり、一般のアパートと変わらない形式である。居室については、4.5帖（和室）、２帖（和室）が48室、６帖、３帖が２室あり、各居室にキッチン、トイレがある。実際に居室を見学すると、団地間（五六間）の4.5帖、２帖であり、母１人子１人と考えても狭い。自立に向けて忙しい、あるいは、DVを受けて精神的に課題を抱えている母親にとって、食事、睡眠、子どもの宿題など生活に応じて、部屋を使い分けるということがしにくいのではないかという印象を受けた。お手洗いは和式であり、また、浴室・シャワー室は居室の外にあり、世帯毎に利用時間が決まっているため、あまり使い勝手がいいとは言えない。キッチンも一口コンロを置くのがやっとであり、自炊にもなかなか結びつかないのではないかと感じられる。どちらの施設も調理器具や家電製品の貸し出しを行っており、Tは各居室に電子レンジを備えている。

このように、どちらの施設にも、ハード面には改善すべき点が見られる。これから入所するという母子には、支援のようなソフト面が充実していても、あまりソフト面は見えず、ハード面が重要な基準となるであろう。ハード面も充実していくことによって、必要を感じている人が入所を決めるケースが増えると考えられる。しかし、ハード面の向上も、入所措置も、財政状況が大きく絡んでおり、簡単には変えることができない。

> 財政というのもとても重要なとこなんやけども、虐待死とか、母子の生活状況の複雑さみたいなんが今高まってる中でね、どう自治体が判断されるか、そのお金を高く見られるか、という部分はありますよね。それと、やっぱり母子施設の支援がいかに充実をしてるか、地域の社会資源として利用価値が重んじられてるか、いう部分はあるかな、思いますね。そんだけお金をかけても母子が安定して生活できるようになれば、利用もされるだろうし、なので、両天秤だと思いますね。
>
> 子どもの命と、そのお金とが、比べれるかなというところで、ちょっと落ち着かれるまでは、利用するのには、利用する価値ある施設かなと思いますわ。……ただ、やっぱりそれよりも財政が厳しいのかもしれんね。

というHの施設長の視点が、自治体に持ち込まれると、財政は厳しいのかもしれないが多少の変化は期待できるであろう。キッズドア代表の渡辺由美子によると、中小企業の正社員になると税金を生涯で平均3,010万円払うが、一方、生活保護受給者になり35年間受給すると約3,360万円を社会が負担することになる（赤石 2014、p.219）。このように、長期的な視点から見ると、一時的に支援を行うことによって、生活保護などの支出額を抑えることができ、財政面でもメリットがあると言えよう。

以上、本節では、職員への聞き取りや施設見学をもとにして、母子生活支援施設への入所方法やアクセス、経営の実態と厳しい財政状況、ハード面の現状と課題についてまとめてきた。次節では、入所している母子の入所理由や成育歴などの背景をまとめ、母子が抱えているニーズや課題を掴みたい。

２．利用母子の背景

前節では、先行研究などを見てもあまり分からなかった入所に至るまでの流れや、経営の現状、ハード面の課題などに焦点をあて、職員への聞き取りや見学をもとにまとめてきた。本節では、入所している母子の入所理由や成育歴などの背景をまとめ、母子が抱えているニーズや課題を捉えたい。２施設で聞き取りを行ったところ、入所している母子の現状

には共通している部分が多かったため、主に両施設に見られる傾向や状況について記述していく。

まずは、母子の入所理由を取りあげる。施設Tでは８～９割、Hでは約８割の入所者がDVを理由に入所している。Tは郊外にあるという立地条件のため､生活困窮や住居困難による入所が少ないという。Hの2013年度のデータでは、入所理由のうち、夫などの暴力が65％、住居困難が29％である。2007年のデータによると、単一回答では半数近くがDVを理由に入所しているが、複数回答での結果では、住宅事情が25％であり､最も高い割合を占めている。これを見ると、現在は、単一の要因では、圧倒的にDVによる入所が多くあるが、実際には、複数の要因が絡んでいると考えられる。住居に困難を抱えている人が少なくないということも見過ごせない。Hの施設長は、入所者が抱える要因の根底には貧困があると感じている。以上は、本入所の入所理由であり、一時保護の場合は、Tでは近年の全てのケースがDVからの避難、Hでは2013年度の約８割がDVからの避難、約１割が居住困難を理由としている。緊急一時保護からそのまま施設へ入所するケースは、Tでは約１割、Hでは約３割あり、Hでは他施設への入所を含むと約半数が施設入所となっている。入所しない場合は、地域の住宅に新たに居住先を設定するか、あるいは実家に住むというケースが多い。

次に、年齢や学歴、成育歴、就労状況などの母親の背景を見ていきたい。年齢は、幼児、児童の子育て期にある母親であることを考えると当然だが、20～30代が圧倒的に多い。10代、40代、50代の母親もおり、幅広い年齢層の母親が生活している。家族構成については、Tは比較的居室が広いため、子どもが３～４人いる家庭が多い。Hでは、子どもは１～２人の家庭が多いが、中にはあの間取りで４～５人子どもを抱えているケースもある。どちらの施設においても、子どもの父親がそれぞれ異なる、あるいはわからないというケースがある。

学歴については、全体的に低めであり、中卒や高校中退、高卒が多い。卒業に限ると、中卒の割合も高い。勉強がわからなかったという人や不登校経験のある人もおり、なかには漢字が読めなかったり、文章が理解できなかったりする場合もある。母親自身教育を受ける機会に恵まれなかったことが窺える。教育を受ける機会だけでなく、親から虐待を受けた、あまり面倒を見てもらえなかった、家庭が貧困であった、学校に行っていなかったなど、子どもが育つ環境としては適切でないなかで育った人が多い。そのため、子どもをどのように育てたらよいかということがわからない人が多くなる。そして、入所者は多くの場合、恋人との交際、妊娠、結婚の過程でも暴力や貧困にさらされてきており、精神疾患を抱えやすい状態にあった。また、どちらの施設においても、入所している母親は、全体的に家事能力や生活能力が高くなく、育児や金銭管理、就労などに様々な課題を抱えている。赤石（2014）も述べているが、彼女たちのなかには「誰から見ても「かわいそうな」様相とは言えない」人も少なくない（p.170）。部屋がゴミ屋敷になっていたり、生活保護費などを計画的に使えなかったり、ちょっとした理由で仕事を休んだりする人もいるのである。これらの課題を入所中に改善していくことが求められている。

入所以前の就労状況を見ると、アルバイト、水商売、風俗、無職、就労経験なし、という人が多く、全体的に就労経験が浅い。無職については、結婚や出産後に専業主婦になったものも含まれており、また、妊娠がわかり仕事が続けられなくなったというケースもあるであろう。若年母子の場合は就労経験のないまま母子になる。水商売や風俗で就労していた母親の場合、仕事を通じて母子になったケースも多い。「はじめに」や「第２章」においては、水商売や風俗がシングルマザーの「セーフティネット」となっているということに触れた。しかし、上記のケースのように、客の子どもを妊娠し、シングルマザーになり育児困難のため入所に至る、また、客と内縁関係になりDVを受けて入所に至るという場合を考えると、母子生活支援施設は「セーフティネット」からこぼれ落ちた人のセーフティネットとなっている側面もあると言える。男女が対等でないことによって栄えている産業のため当然であるかもしれないが、少なくともこういったケースの数だけ、安易に妊娠させてしまう、相手に暴力をふるってしま

う男性がいるという現状も見える。このように見ると、母子の困難は女性だけの問題、個人間の問題ではないことは明らかである。

このように、愛情や教育、集団経験をあまり得ることができなかった母親の成育歴は、家事や育児の知識の乏しさや能力の低さ、金銭管理能力の低さ、精神の不安定、長期的な就労ができていない状況などの様々な面に影響を与えていると考えられる。母親の多くはこれらの点に複合的な課題を抱えている。経済面や子育てに関して親などの家族の援助を受けられるような基盤を持っている人や、抱えた課題が少ない人であれば、施設に入らなくとも生活を整えていくことができると考えられるため、入所者には、このような複合的な課題を持った人が多くなるのであろう。若年・低学歴で離別しており多くの課題を抱えているというタイプの母子寮在寮の母親は、かつて1970年代には増加傾向にあるとされていたが、現在ではほとんどの場合に当てはまるようである。Tの職員は、「お母さんやからできて当たり前とか、大人やからできて当たり前って思って支援してるとえらい目に遭うかな、その人の能力にあった支援をしていかないと」というように、一人一人にあった支援の必要性を感じている。

また、入所者の中には、病気や障がいを持っている人や、外国籍の人もいる。病気については精神疾患の割合が高い。障がいについては、両施設とも数名知的障がいを持っている人がおり、知的障がいにあたるかあたらないかという「ボーダー」にある人も数名見られるようである。このような母親は、これまでに自分の能力以上のものを求められ、つらい経験をしてきたことが多かっただろうとT施設の職員は話している。外国籍の母親について見てみると、様々な国籍を持った人が施設を利用してきたが、アジア圏の割合が高く出稼ぎに来て日本人男性と出会い子どもを儲けて別れたという人が多いようである。これらの母親の入所理由の多くもDVである。病気や障がいを抱えていたり、外国籍であったりすると、上記のような課題に加えて、治療・通院や能力の壁、言語の壁という困難も出てくる。優先して解決すべきものはそれぞれ異なるであろうが、抱えている困難や課題は多くの母親に共通している。その課題の多くは、日常的に母親に接し、支援を行う必要のあるものである。そして、このような母親の現状に対して、どの職員も、「肝っ玉母ちゃんみたい」な人が減り、「しんどい」[23]、また、「力が足りない」人が増えたというような変化を感じている。職員のなかには、それは施設だけでなく社会全体にいえることではないかと指摘する人もいたが、たしかにその通りであろう。また、かつてはぎりぎり自立できている人に支援の手をさしのべることもできたが、現在ではそのような余裕はなくなっているという趣旨のことを述べる職員もいた。

次は、このような複雑な背景をもっている母親とともに入所する子どもに目を向けたい。入所理由のところでも述べているが、DVのある家庭にあった子どもが多い。虐待を受けていた子どもも少なくなく、子ども自身も暴力的で、物事を暴力で解決しようとする被虐待児童の典型のような子どもも見られる。子どもたちは、家庭でのDVや虐待などにより、学習環境が悪く、落ち着いて座り、勉強をするという習慣がついていないため、学力が低い傾向にある。どちらの施設の職員も、子どもの集中力がないと話している。不登校で勉強に触れる機会の少ない子どももいる。小学校の高学年で入所しても、漢字の読み書きができない、九九や繰り上がり、繰り下がりの計算ができないという子どもも珍しくない。また、緊急一時保護により元の居住地から離れて入所している子どもの場合は、施設が居住地外にあるため、一時保護の間、学校へ通うことができない。この緊急一時保護の間に新たな居宅を設定するという場合には、目安となっている２週間では設定できず、１か月以上かかるケースも少なくない。Hの2013年度の緊急一時保護に関するデータでは、退所までに53％の利用世帯が15日以上、16％の利用世帯が30日以上を要している。これを見ると、利用世帯の約７割の子どもが、２週間以上学校へ通えない現状が窺える。それ以前にも学習しにくい環境にあった子どもが、２週間の遅れを取り戻すことが困難であることは明らかであり、さらなる学力低下を引き起こすと考えられる。

これらの様子を見てみると、子どもが現在抱えている、また今後抱えると考えられる課題は、母親が

抱えている課題と似通ってくると推測できる。そのようになってしまうと、母親と同じ困難を繰り返す可能性が高く、世代間の連鎖が起こる可能性が高い。それを防ぐために、このような子どもたちには、安心して学習できるような静かな環境が必要であり、そのような環境のなかで、集中力をもって宿題などに取り組めるようになることが望まれる。また、子どもが今学校の授業で学習している内容についていき、学力を高めるためには、そのサポートとともに、漢字の読み書き、九九、繰り上がり、繰り下がりの計算などの基礎的な内容や、これまでに学びそこねてきた内容に遡り、穴を埋めながら学習をサポートしていくことが求められる。どの子どもも家庭に複雑な事情を抱えているが、被虐待の子どもや家庭にDVのあった子どもには特に、精神的な支援も必要である。

以上、本節では、施設職員への聞き取りによって、入所している母子の背景に焦点を当て、抱えている課題やニーズを明らかにした。次節では、施設が行う支援をまとめ、施設の役割を位置づけるとともに、改善が望まれる点などについて述べていく。

３．母子支援の現状

前節では、施設職員への聞き取りに依拠して、入所している母子の背景をまとめ、抱えている課題や必要な支援について考えてきた。本節では、前節で明らかにした母子の課題やニーズに対して母子生活支援施設がどのように支援に取り組んでいるかということを、具体的事例に拠りながらまとめていき、施設の役割を位置付けたい。本節での論の進め方については、母親への生活支援・育児支援、就労支援・就学支援、子どもへの学習支援・生活支援というように３つの項目に分けて、支援の現状をまとめ、最後に退所を扱うことにする。そのうえで、今後改善が望まれる点などについて、考えておきたい。

まず、母親への生活支援・育児支援について、まとめていく。両施設に共通しているのは金銭管理、カウンセリング、施設内保育である。金銭管理は入所している多くの母親が抱えている課題の一つである。どちらの施設も強制的にお金を預かり管理する、というわけではなく、必要に応じて金銭管理のサポートを行っており、入所者が拒否すれば、金銭管理は行われない。具体的な支援の内容は、収支を把握し、毎月の必要金額を決める、職員が買い物に同行する、などがあり、利用者の状況に合わせた支援を行っている。Ｈでは、母親のスキルを踏まえて、起床の声掛け、保育園登園支援、食事支援なども行っている。Ｔでは、施設がアクセスのいいところにないため、前日までに申し込むと最寄り駅やスーパー、病院、役所などへの送迎を利用できる。また、どちらの施設も、カウンセリングを受けることができる。Ｈではエンパワメントプログラムやセラピーなどにも取り組み、生育過程で育まれなかった、あるいはDVなどによって損なわれた自尊感情の回復が図られている。Ｔでは３か月に１回、自立支援面接という面接が行われ、そこで成果と次の課題を確認する。利用者に徐々に自信をつけてもらい退所につなげることをねらいとしている。施設内保育については、Ｔでは母親が仕事をしている家庭の未就学児童を預かっている。Ｈでは、子どもが６か月になるまでは、母親が子どもを見て、６か月から２歳児までは施設内で保育を行い、３歳になると近隣の保育園に入園する。子どもが６か月になるまでは母親が子どもを見ることになっているが、職員が定期的に声をかけ、料理や掃除などの生活へ介入し、そのなかで母親に育児のスキルを身につけてもらいながら虐待の防止に努めている。必要な時には職員が子どもを預かり、母親の育児負担を軽減している。

ここで、Ｈの支援の方針がわかる事例を取り上げたい。第１節で言及した母親Ａ（17歳）は、入所して１か月ほど経った頃に、帰ってこないという出来事があった。子どもＢを連れて施設を飛び出してしまったのである。Ａは、入所以前に過ごしていた友人宅にいた。職員が訪ねると、Ａは「誰も助けてくれへんやんか、あそこにおっても」と言った。客観的に見ると、勝手に出ていったと思われるが、職員は、「なかなか助けてへんかったんやね、ごめんね。私らも一緒にＢちゃんの成長に関わっていきたいから帰ってきてほしい」と謝ったのである。最後にはＡは施設へ帰ってきた。Ａが助けてほしかったというニーズがあったことがわかり、職員側もそれまで以上にＡに関わっていけるようになっている。職員

は、出て行ったAを責めたりとがめたりせずに、Aを受け入れて謝るという支援の方針をとっている。このようなアプローチをするには、職員の専門的な知識と高いスキルが必要である。

次に、母親への就労支援・就学支援について見ていく。就労については、まず、どちらもハローワークで登録し、就職先を探すことになっている。職員が必要に応じてハローワークへ同行する。どちらの施設でも就労支援・就学支援はなされているが、Tでは、就労支援に力を入れており、施設内の一室で内職ができるようになっている。乳児を抱えた世帯以外は、すべての母親が内職を含む仕事に就いている。入所者は就労経験のない、もしくは浅い人が多いので、半分以上の入所者が内職から始めている。入所理由の多くがDVであり、大変な思いをしてきている母親が多いので、休養が必要であるが、仕事をするためのリズムが崩れないように、内職は早く始めてもらうようにしている。内職を通して仕事をするのに必要な生活リズムが整うと、施設が斡旋する食品加工の職場に移る。食品加工の職場へは職員が送迎している。施設外の一般の人も働いているので、緊張感や仕事をしているという自覚も生まれる。継続し、力や自信がつくと、ハローワークで一般の仕事を探す。一般就労をしている母親は、介護施設や工場、スーパー、レストラン、事務などで働いている。介護の資格などは、ほとんどの場合、入所中に職業訓練に通って取得している。職員によると、水商売や風俗で「手っ取り早く稼いで」きた人が多いので、「時給800円のチマチマした仕事」がなかなかできず、また、日払いや週払いの給料であったため計画して使うことが難しい。一方、Hでは、就労支援だけでなく、高校中退の母親には高校卒業、高卒や専門学校卒の母親には資格取得や進学というように、就学支援も積極的に行っている。一時保育や食事支援など様々なサポートの下で、2013年には２人の母親が看護学校を卒業し、看護師として自立し退所している。しかし、DV被害による対人関係の不安や、障がいなどのため、就労自体が困難な場合も多い。Hでは、一般就労以外の形態をとっていないため、就労率は64％である。一般就労ができている場合であっても、賃金は十分とは言えず、Tでは約９割、Hでは約８割の世帯が生活保護を受給している。これは、母子世帯の生活保護受給率が14.4％であることと比べると非常に高い。それだけ入所世帯が生活に困難を抱えているということがわかる一方で、施設職員などのサポートを受けることで申請しやすくなるという面も考えられる。実際に、職員が申請のサポートをすることもある。生活保護受給の現状としては、自立して退所することになっても、生活保護を切れるという世帯は少ない。

子どもへの支援に目を向けると、学習支援や生活支援が行われている。貧困などの連鎖を防ぐために、両施設とも学習支援に力を入れている。勉強が遅れ気味である場合は、職員は学校と連絡を取りながらサポートしている。Tでは、集中力や計算力を高めるために、毎日百マス計算に取り組むことになっている。学年によってクラスを設け、週に１回家庭教師が教えに来ている。字の稽古として書道の先生にも指導をしてもらっている。子どもも自立支援面接を受け、忘れ物をしないなどの課題を設定している。運動会やクリスマス会、遠足、キャンプなどの楽しめる行事も企画されている。Hでは、１人45分の個別の学習時間が設けられている。中学生には進学の支援も行っている。不登校であった生徒が進学できるよう、高校や専修学校のカタログを取り寄せ、オープンスクールに同行したというケースもある。この場合、子どもへ支援を行うと同時に、母親に理解を求めながら、奨学金など、高校に行ける経済的な状況を作るようにしている。こちらも様々な行事があり、そのようななかで、子どもたちがお互いのいいところを見つけあう機会が度々設けられている。Hの学習室には「わたしの権利」という紙が貼ってあり、その内容は「自分の体と気持ちを大切にする権利、他の人から大切にされる権利、自分がしたいと思うことをする権利、してほしい事を伝える権利、たのまれたことを断る権利、気持ちを言葉であらわす権利、相手と適当な距離をとる権利」である。母子ともにこれらの権利が侵害されてきたのである。特に子どもが、今後成長し人間関係を築いていくなかでは、「わたし」の権利が尊重されなければならない一方で、相手の権利としても尊重できるようにならなければならない。子どもが力をつけるた

めに、指導員とカウンセラーが協力してワークショップを行い、子どもは前述の「権利」などを学び、考える機会を得ている。

以上のような支援を受けて、生活が整うと退所することになる。在所期間の目安は２年であるが、退所も利用者の自己決定であり、短くも長くもなる。しかし、入所している母親の課題を考えると、２年程で退所できるのだろうか、という疑問が浮かぶ。聞き取りを行い、現状を知る中で、特に、精神疾患を抱えていたり、知的障がいを持っていたりすると、入所が長期化するのではないだろうかと考えられた。これについては、入所中に病院とのパイプを作り、自分の病気についての認識を持ってもらうなど、自己管理ができるようにサポートするという。障がいを持っている場合にも、ヘルパーサービスを利用できる態勢を整えたり、年金の申請手続きを行ったりすることで、地域で生活ができるよう基盤を作っている。入所中に、障がい者手帳の申請を行うケースもあり、退所後スムーズに次の生活に移れるようにするということが図られている。Hでは退所後のケアにも力を入れており、電話相談や学童保育など、退所した人にも支援を行っている。子どもの学習場所を必要としている声が多かったため、退所した子どもを対象に、学習会も行われるようになっている。退所しても近所に住んでいる人も多く、子どもは学習会へ来ることができる。

また、両施設とも、自立して退所する場合もあれば、施設での窮屈な生活に耐えきれず出て行くという場合もある。後者のケースも少なくない。両施設の職員とも、最近は母子の定着率が低いと感じている。窮屈な生活に耐えきれず退所を決める場合、抱えている様々な課題が解決されていないので、入所以前とあまり変わらない状態で地域に投げ出されてしまう。そのようになってしまうと、子どもは安心・安全でない環境に脅かされることになる。

> 母子生活支援施設は児童福祉施設、子どものための施設なので、やっぱり主眼は子どもの最善の利益を一番に考えるということになりますかね。……なんですけど、権利主体は子どもとお母さんと両方にあるんですよね。で子どものためにはこのお家はいてもらった方が絶対いいんですけど、結局は親権者である親が、その辺は決めていくんですよね。

というように、母親の意思で退所が決まってしまうことの難しさをどちらの施設の職員もともに感じている。このような母親にこそ、支援が必要であり、子どもが育つ環境が確保されなければならない。この問題については、在所を強要することはできないため、支援の有り方を工夫する必要が出てくる。利用者が窮屈を感じない、あるいは多少の不便を感じてもそれ以上にメリットを感じられる支援やシステムであれば、支援を受けることを選択する可能性も高まる。この点は、Hの施設長も指摘している。

これまでに見てきた支援を踏まえると、母子生活支援施設は、住居をともない生活に密接に関わることができるかたちで、困難を抱えた母親が、今後地域で生活し子どもを育てていけるようにするための段階を踏める「つなぎ」のような場所であるといえる。複数回答の入所理由に住宅事情が多いことを考慮すると、住居提供というニーズや役割ももちろん重要であるが、これは支援を行ううえでの前提であると捉えられる。DVからの避難や生活困窮による緊急一時保護は、ニーズも高く、果たしている役割も大きい。しかし、一般の入所における入所から退所までの一連の流れという大きな枠で見てみると、地域での生活のためのステップという点が最大の役割であると考えられる。

最後に、母子生活支援施設が抱える課題について考えたい。財政が関わる大きな課題や、退所の決定の問題など、聞き取りのなかで職員も指摘していた問題については既に触れているため、詳細には取り上げないことにする。また、支援の在り方やスキルについては、福祉を専攻している人に任せ、ここでは、聞き取りなどの施設との関わりを通じて考えたことについて少し述べていきたい。まず一つ目の課題は、これまでに見てきた支援やサービスの情報を、施設がインターネットを通じて発信することである。ほとんどの人が、調べ物の際にインターネットを利用すると考えられるため、インターネットでの情報発信は重要である。筆者自身、施設へのアプロー

チや情報収集の為にインターネットを利用したが、なかなか情報を得られなかった。母子生活支援施設について検索をかけると、役所のホームページやYahoo知恵袋のような質問投稿サイトの質問が検索結果に表示される。役所や施設、支援団体のホームページでは、具体的な情報はつかめない。一方、質問投稿サイトでは、母子生活支援施設への入所を希望あるいは検討している人が施設について質問している。これらの人が必要としている情報は役所などのホームページには載っていないということがわかる。しかし、質問投稿サイトの質問に対してはどのような立場の人も回答することができ、マイナスイメージが強調されてしまうことや正確ではない情報が流れてしまうことも十分あり得る。これらの環境に、母子生活支援施設における具体的な支援や利用できるサービスの情報が入りこむ余地は十分にあるであろう。利用を希望している人の疑問を施設のホームページが解消することによって、施設の具体的なイメージを持つことができ、施設へアクセスしやすくなることも考えられる。必要な人に支援を届けるには、このような情報発信は重要ではないだろうか。入所者にDVからの緊急避難者が多いため施設の情報を公開していないという面もあるのであろうが、支援を必要としている人が施設の情報にアクセスしやすくする工夫も必要であろう。

そして、二つ目の課題について述べる前に、そのきっかけとなった、入所児童と公園で遊んだ時の出来事を先に紹介しておきたい。子どもたちが鬼ごっこのような遊びで役を決めるためにじゃんけんをしていたのだが、一人だけ希望の役になれなかった男の子が泣いてしまった。その時に別の男の子が、「泣くな、それでも男か。それともお前は女か」というようなことを泣いている男の子に向かって言ったのである。職員は少し離れたところにおり、また、子どもが遊んでいる時にもめることはよくあるため、特に問題として取り上げられていなかった。子どもとはいえ、このような差別的な発言には驚いた。このような思考は、学校生活や友人関係のなかで生まれた可能性もあるが、それまでの家庭環境が要因として十分に考えられる。DVのある家庭で育つと、「力で押さえつければ、相手は思い通りになるものだ」という価値観が植えつけられ、将来、DVの加害者や被害者になりかねない（宮地 2013、pp.127-128）。また、貧困・低所得者層にある人のほうが、性別役割意識が強いと指摘されている（赤石 2014、p.148）。この男の子も、男性が女性を暴力で支配するDVが身近にあり、性別役割意識を強くもってしまうような環境で育ったのかもしれない。筆者は「泣くことと性別は関係ないよ」と軽く注意してみたが、「うるさい」と箒で叩かれてしまった。このような価値観を持ったまま成長すると、DVの加害者や被害者になる可能性だけではなく、本人の行動の選択の幅も狭まってしまうと考えられる。母子生活支援施設への入所を通して、このような価値観が少しでも変化することが望まれる。子どもへの支援には、狭い意味での学習支援だけではなく、広い意味での学習支援、たとえば、ジェンダー間の平等を学んだり、差別に抗う力を身につけたりする支援も含まれることが望まれる。

この２点は、筆者が、聞き取りや見学などの活動を通じて、課題と感じた事柄である。これまでに見てきたように、母子生活支援施設の職員は、関わり方の難しいケースや課題解決の前に出て行ってしまうケースも少なくないなかで、母子に様々な支援を行っており、母子が抱えている課題を解決していけるように尽力している。しかし、母子生活支援施設を取り巻く状況には、措置費の不足や施設の不備といった財政と関わる問題や、女性・子どもの貧困という社会が抱える構造的問題など、現場の努力だけでは解決が難しいマクロな問題も多く、施設の職員も困難を感じている。これらの問題を解決するには、行政による発想と政策の大きな転換が求められる。

本章では、母子生活支援施設の職員への聞き取りをもとにして、経営や設備の厳しい現状、利用母子の背景や抱えている多重的な課題、母子へ行っている様々な支援やその現状について述べてきた。次の「おわりに」では、「はじめに」で設定した課題に立ち返りながら、本論文の成果をまとめるとともに、今後の課題について述べておきたい。

おわりに

本論文を通して、まず、第１章では、母子寮－母

子生活支援施設の意義と利用母子の変遷を先行研究に依りながらまとめてきた。母子寮は明治時代に民間事業によって始まり、軍事扶助法と母子保護法の制定により法的根拠を得た。戦後は児童福祉法に規定され現在に至っている。戦後、戦争で母子となった世帯の住居対策として増加していた母子寮の数は、1960年頃にピークを迎え、その後現在まで減少を続けている。1970年代以降、生活課題を抱えた母子の入所が次第に増えている。1998年には児童福祉法の改正によって母子生活支援施設へと改称され、果たすべき役割が見直されている。DVからの避難などを受け入れる緊急一時保護も行うようになっている。次に、第２章では、母子寮－母子生活支援施設をとりあげている新聞記事を用いて、様々な時期の施設や利用母子の現状や、孤立などのシングルマザーが抱えがちな問題について論じてきた。また、DV防止法制定時と児童福祉法改正時における母子生活支援施設の取り上げられ方に注目し、児童福祉法改正時には取り上げられず、DV防止法制定時に避難施設として多く取り上げられたことによって後者の側面に偏るかたちで母子生活支援施設の役割は認識されているのではないかと指摘した。そして、第３章では、実際に２つの母子生活支援施設にて見学と職員への聞き取りを行い、知ることができた施設の現状をまとめた。施設は、措置費や設備に関して財政的な課題を抱えている。入所している母子は、複雑な背景と複合的な課題を抱えており、世代間連鎖が十分に起こり得る現状であることがわかった。このような母子に対して、施設では、母親への生活支援、育児支援、就労支援、子どもへの学習支援、生活支援など様々なかたちで支援を行っている。母子生活支援施設は、退所して生活していくための基盤を作るための施設であると考えられた。施設が抱えている課題の多くは、マクロな問題と絡んでおり、解決のためには行政による政策の転換が求められる。

このような母子生活支援施設の現状を知ると、「はじめに」において言及した事件の母親が、母子生活支援施設に入っていれば、職員による生活支援や育児支援などを受けることができ、２人の子どもを死なせることはなかったように思える。しかし、実際には、この母親は児童扶養手当の申請の際に書類をそろえることができず途中であきらめており、この時に行政の職員はうまく介入できていなかったため、入所は難しかっただろう。職員による介入は、母子生活支援施設の入所にあたっても重要な要素であり、大きな役割を担っていると言える。

本論文の第３章において、施設とそれを取り巻く現状を明らかにし、抱えている課題を見出すことにしていたが、今回行うことのできた聞き取りは、支援を行う側である施設職員に対してのみであり、一面的なものであることは否定できない。職員による支援が入所者にどのように受け止められているか、入所者にとって支援はどれほど意義のあるものであるのかということを明らかにすることはできなかった。早い時期から本論文の課題を設定し、聞き取りに取り組むことができていれば、入所者は難しいとしても、支援を受けた退所者から話を聞き、施設の支援がどのように入所者に活きているかという視点を取り入れることはできたであろう。今後、筆者に論文を書く機会があるかどうかはわからないが、利用者側に立って施設の支援を捉えるということを課題としたい。

また、本論文に取り組み、職員への聞き取りを行うなかで、母子生活支援施設は、最近しばしばテレビ番組や書籍などで目にする女性の貧困・子どもの貧困や、女性の生きづらさなどの状況が目に見えてわかるところであると実感した。全てを捨ててDVから逃げなければならない状況や、望まない妊娠を避けられるだけの力を身に付けられなかった成育・教育環境、「誰から見ても「かわいそうな」様相とは言えない」ゆえにかえって支援を受けにくい状況など、入所している母子が置かれている様々な現状を知ることができた。これらは、個人が乗り越えなければならない課題であると同時に、個人の責任のみに帰することのできない、社会が抱えている問題でもある。これらの課題を、福祉の現場の生の声を通じて見出すことができたことは意義が大きかった。研究の継続の如何にかかわらず、このように現状を知ることで浮かび上がった社会が抱えている問題の解決に今後も関わっていきたい。

謝辞

本論文を作成するにあたり、見学・聞き取りに協力してくださった施設T・施設Hの職員の皆様、施設へのアプローチに協力してくださった皆様に、心からお礼申し上げます。

注

1）緒方貴臣 脚本・監督『子宮に沈める』2013年、paranoidkitchen 製作、カラー、95分

2）母子寮から母子生活支援施設へと改称されているため、本論文では、時期を限定している場合はその時期の名称、時期を限定しない場合は母子寮－母子生活支援施設と表記する。

3）『長崎県社会事業』昭和15年4月号の「同院訪問記」に、「無料宿泊」の事業も行っていると書かれている（福島 2000、p.19）。

4）母子寮の関係者の多くは、衣食住に困る母子たちに同情し、また、その母の「売春婦への転落」を懸念していた（福島 2000、pp.36-39）。

5）『大阪府社会事業史』における1936年の記録では、全国で43の母子寮が存在していた（福島 2000、p.44）。

6）他には、要救護者が保護を請求する権利が認められていなかったこと、救済を受けると選挙権を失うこと、生活扶助の金額が一般の最低生活以下の基準設定であること、貧困となる大きな原因である失業は救済しないこと、等がある。救助費の最高額を受け取っても一般労働者収入の4割強ほどしかなかった（福島 2000、p.80）。

7）救護法とは異なる理念の母子扶助法を議会に提出したが、会期切迫で上程されなかった（福島 2000、p.89）。

8）母子室一室以上という基準において、母子室は一室にとどまり、面積も最低の0.75坪、便所は母子20人に1つであった（林 1992、p.27）。

9）子の育て方、親の自覚、自立意欲、金銭問題、異性関係、子供の問題、母の障害、法的に係争中等、課題はさまざまである（林 1992、p.115）。

10）1975年度厚生科学研究報告書『母子世帯の質的変化に対応した新しい母子福祉施策に関する研究』

11）2000年に「夫などの暴力」の項目が設けられると、「家庭環境の不適切」の数値が減ったことから、それ以前においても夫などの暴力による入所が多かったと考えられている。

12）厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 2014「ひとり親家庭の支援について」

13）厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 2008「社会的養護施設に関する実態調査　中間報告書」

14）1963年に両紙とも件数が増えているが、これはこの年に母子寮内で遺体が見つかるという事件があったためで、本論文ではこの年の問題には立ち入らない。

15）タイガーマスク現象とは、2010年12月25日に「伊達直人」という架空の人物の名義によって児童相談所へ寄付がなされたことがきっかけとなり、日本各地で連鎖的に起きた、児童福祉関連施設への寄付行為である。

16）1975年の男子の大卒者初任給は月額平均89,300円であった（政府統計の総合窓口 e-Stat）。

17）飯島益美編『小さな貝の家』大洋社大森寮、1978年、p.41。この本は、社会福祉法人大洋社大森寮という母子寮が、在寮の母子の詩や作文、施設の概要をまとめて刊行したものである。編者の飯島益美は寮長である。

18）正式名称は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」である。

19）1997年4月1日参議院厚生委員会における厚生省児童家庭局局長横田吉男の発言の一節（国会議事録）。

20）13名の構成は、施設長、母子支援員、少年指導員、保育士、調理員、嘱託医である。

21）19名の構成は、施設長、主任、母子支援員、少年指導員、保育士、心理士、被虐待児個別対応職員、非常勤職員、宿直専門員である。

22）集団生活という説明には語弊があり、実際には各世帯が独立して生活を営む集合住宅である。

23）「しんどい」とは、湯浅（2008）が「もろもろの“溜め”が総合的に奪われている状態」（p.20）と定義している「貧困」と、同様の意味をもっていると筆者は捉えている。

参考文献

青柳肇ほか 1979「母子寮の母親および子どもの心理学的研究II：(1)母子寮における母親の教育観の背景について」『日本教育心理学会総会発表論文集』21、日本教育心理学学会

赤石千衣子 2014『ひとり親家庭』岩波書店

有園博子 2007「母子生活支援施設入所中母子の援助ニーズと問題行動――DV被害者と非DV被害者の比較」『心的トラウマ研究』3、ひょうご震災記念21世紀研究機構兵庫県こころのケアセンター研究部

飯島益美 2001「母子生活支援施設における個別支援計画の策定について」『月刊福祉』84(13)、全国社会福祉協議会

池川清 1960「働く未亡人の住宅問題――母子寮の必要性」、全国社会福祉協議会『社会事業』43(10)

石井朝子 2009『よくわかるDV被害者への理解と支援』、明石書店

市江和子 1998「母子寮における生活に関わる問題と自

立について――多重債務を負った事例を通して考える」『ソーシャルワーカー』５、日本ソーシャルワーカー協会調査研究委員会
一番ケ瀬康子 1964「母子寮は社会に理解されているか」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』47(10)
今市恵 2000「母子生活支援施設の今日的課題――自立支援計画策定をめぐって」『大阪千代田短期大学紀要』29、大阪千代田短期大学
――― 2001「母子生活支援施設と母性の歴史」『大阪千代田短期大学紀要』30、大阪千代田短期大学
岩田正美 2014『現代の貧困』筑摩書房
岩田美香a 2007「シングルマザーの「貧困観」――母子生活支援施設利用者への調査結果報告」『教育福祉研究』13、北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉論分野
――――b 2007「母子生活支援施設の現状とこれから」『福祉のひろば』84(449)、大阪福祉事業財団
ウィメンズネット・こうべ 2012『ウィメンズネット・こうべ　20年のあゆみ』ウィメンズネット・こうべ
上野文枝 2008「母子家庭の自立支援の現状と課題――元母子生活支援施設利用者へのインタビュー調査から」『皇學館大学社会福祉論集』11、皇學館大学社会福祉学会
――― 2009「生育上の家族関係と生活困難の世代間連鎖について――A母子生活支援施設における事例からの考察」『皇学館大学社会福祉学部紀要』12、皇学館大学社会福祉学部
――― 2012「母子生活支援施設利用者の家族関係と社会資源の活用に関する事例研究：元利用者に対する聞き取り調査から」『皇學館大学紀要』50、皇學館大学文学部
上田衛 2009「母子生活支援施設の現状」『鶴見大学紀要 第３部 保育・歯科衛生編』46、鶴見大学
扇沢真治 1973「疎外される母子家庭――母子世帯の動向と母子寮問題」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』56(1)
大澤正男 1999「母子生活支援施設における子ども虐待」『世界の児童と母性』47、資生堂社会福祉事業財団
大塩孝江 2003「母子生活支援施設の取り組みから」『月刊福祉』86(8)、全国社会福祉協議会
――― 2012「母子生活支援施設における母子世帯への支援」『福祉のひろば』153、大阪福祉事業財団
――― 2013「家族内暴力と広域入所の実態：母子生活支援施設の実践を通して（特集　人口減少時代の家族観再考：社会福祉における「子育て支援」を手がかりに）――（現場報告　導入　実践現場からの問題提起）」『社会福祉研究』118、鉄道弘済会社会福祉第一部
大島貞夫、山中美智子 1970「ある母子寮の寮母との面接過程――寮の人間関係との関連について」『明治学院論叢』170、明治学院大学
岡本千 2011「当事者の語り　母子生活支援施設で暮らす女性 規則をめぐっての施設との対立。新しい施設長の登場で、あらためて福祉は人だと実感した」『そだちと臨床』11、明石書店
片岡玲子 2014「母子生活支援施設とDV被害者のケア」『心と社会』45(1)、日本精神衛生会
加藤伊都子 2001「母子生活支援施設における利用者支援についての一考察――ある母子生活支援施設における実践から」『教育臨床心理学研究紀要』２、北海道大学
鹿村愛子 1990「母子寮にみる家族問題――地域性をはらむ生活課題」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』73(6)
――― 2000「母子生活支援施設における在日母子への支援」『世界の児童と母性』49、資生堂社会福祉事業財団
川口学、花島治彦 1998「母子生活支援施設における自立支援の現状と課題――相互参加型自立支援プログラムの構築に向けて」『世界の児童と母性』45、資生堂社会福祉事業財団
京極高宣 1977「あるべき母子寮の性格と機能」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』60(9)
月刊福祉編集部 2003「子ども・家庭・地域 母子生活支援施設における苦情解決と権利擁護課題――千葉県市川市/社会福祉法人千葉ベタニヤホーム 国府台母子ホーム」『月刊福祉』86(6)、全国社会福祉協議会
――――― 2004「子ども・家庭・地域 小規模分園型母子生活支援施設の取り組み――社会福祉法人八尾隣保館 八尾母子ホーム/社会福祉法人 半田同胞園 半田同胞園」『月刊福祉』87(3)、全国社会福祉協議会
堺恵 2013「母子生活支援施設の利用世帯における入所理由の分析」『龍谷大学大学院研究紀要．社会学・社会福祉学』20、龍谷大学
坂本信子 1996「母子寮家庭・家族福祉の拠点をめざす」、鉄道弘済会社会福祉部『社会福祉研究』67
坂本信子 1997「母子寮から母子生活支援施設への転換」、資生堂社会福祉事業財団『世界の児童と母性』43
流石智子 1998「母子生活支援施設で生活している母と子の自立支援と現状」『ジェンダー研究』1、東海ジェンダー研究所
――― 2012「ドメスティック・バイオレンスの増加と母子生活支援施設の役割」『京都華頂大学現代家政学研究：研究報告』２、京都華頂大学現代家政学研究所

佐藤純子 2009「女性に対するDomestic Violenceの一形態としての多重債務問題：母子生活支援施設入所中の母親への聴き取り調査から」『社会福祉学部論集』５、佛教大学
佐藤美智子 1977「母子寮の使命は終わったというが？――「厚生科学研究報告」と母子寮の課題」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』60(11)
菅原まさ 1969「地方都市の母子寮に住む母の生活実態と健康」『労働科学』45(2)、労働科学研究所
杉山春 2013『ルポ　虐待――大阪二児置き去り死事件』筑摩書房
鈴木洋子 1974「「売防法」と婦人保護施設の課題」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』57(2)
砂川恵子 2008「母子生活支援施設における支援システム構築に関する一考察」『児童学研究：聖徳大学児童学研究紀要』10、聖徳大学
青少年問題編集部 1963「武蔵野母子寮を訪ねて（ルポルタージュ）」、青少年問題研究会『青少年問題』10(3)
芹澤出 2007「母子生活支援施設に求められる役割」『福祉の広場』84(449)、大阪福祉事業財団
芹沢栄之 1964「母子寮というもの――母と子を守る施設の立場から」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』47(10)
――― 1980「母子寮からみた家庭・家族の崩壊」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』63(3)
―――a 1983「母子寮、母子寮から見た児童福祉の20年」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』66(5)
―――b 1983「母子駆けこみ寺――京都山ノ内母子寮――からの報告（実践報告）」『社会福祉研究』33、鉄道弘済会社会福祉部
副田あけみ 1985「敗戦直後における母子寮」、首都大学東京『人文学報、社会福祉学』 1
副田義也、吉田恭爾 1976「母子寮の現状と将来像（資料）」『季刊社会保障研究』12(2)、国立社会保障・人口問題研究所
高橋正統 1974「母子寮・どこへ行く――その存廃をめぐって」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』57(4)
高山鉄男 1975「母子家庭の自立をめざして――A母子寮からの報告」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』58(11)
田中仁 1986「母と子への取り組み：母子寮での実践を通して」『鴨台社会事業論集』８、大正大学
田村健二 1974「母子家庭問題の周辺を探る」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』57(11)
寺田貴美代 2009「外国人DV被害者に対するソーシャルワーク実践に関する考察――母子生活支援施設における被害者支援の聞き取り調査から」『ソーシャルワーク研究』35(3)、相川書房
長畦すめる 1967「母子寮と地域社会」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』50(8)
――――― 1989「熱想５――母子寮の危機、これでよいのか」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』72(6)
――――― 1998「児童家庭福祉の歩み　育ちゆく子どもの環境をめぐって」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』81(4)
中澤香織、松本伊智朗 2011「豊かな社会における子どもの貧困問題――母子生活支援施設の子どもをめぐって」『公衆衛生』75(3)、医学書院
中島明子、坂東美智子、大崎元 2004「東京における「ホームレス」女性の自立支援と居住支援」『住宅総合研究財団研究論文集』31、住宅総合研究財団
中島尚美、岩間伸之 2014「退所後を想定して今から何をすべきか：母子生活支援施設における予防的アプローチの検討」『ソーシャルワーク研究』40(1)、相川書房
生出美穂 2011「母子生活支援施設の現状と課題について：広域利用の推進に向けて」『母子福祉部会紀要』５、東京都社会福祉協議会母子福祉部会
野見山一二三 1974「夜間保育をたよる深刻な現実」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』57(12)
秦恵美子 1967「当面している母子寮の諸問題」、日本福祉大学『日本福祉大学研究紀要』12
蜂須賀元文、佐々木伸子、上野勝代 2002「母子生活支援施設における住環境の現状と課題：全国母子生活支援施設郵送アンケート調査結果より」『日本建築学会中国支部研究報告集』25、一般社団法人日本建築学会
林千代 1992『母子寮の戦後史』ドメス出版
――― 1993「母子福祉の実態と課題――母子寮の事例を通して」『社会福祉研究』56、鉄道弘済会社会福祉部
――― 2000『母子福祉を拓く』ドメス出版
林千代編著 2008『「婦人保護事業」五〇年』ドメス出版
福島円 2014「母子生活支援施設における心理職の役割」『白梅学園大学・短期大学紀要』50、白梅学園大学
福島三恵子 2000『母子生活支援施設のあゆみ：母子寮の歴史をたどる』せせらぎ出版
藤井珈世 1988「母子寮は安息の場所か」、エイデル研究所『季刊教育法』73
細井雅生 1992「母子寮および母子住宅在宅家族の生活実態に関する一考察」、聖徳大学『研究紀要．第一分冊．人文学部』３
堀場純矢 2006「研究ノート「母子生活支援施設における家族支援の実態」：母子指導員への聞き取り調査から」『東海女子短期大学紀要』32、東海学院大学・

東海女子短期大学
松原康雄 1997「母子寮と自立支援～「母子寮」から「母子生活支援施設」へ」『子ども家庭福祉情報』13、日本総合愛育研究所
松本武子、鈴木伸子 1968「母子世帯の生活に関する一考察――東京母子寮在住世帯調査に関して」『社会福祉』14、日本女子大学社会福祉学科
松本裕子 1995「母子寮に在る母親の生活困難と意識に関する一考察」、聖徳大学『研究紀要、第一分冊、人文学部』6
南山徳英 2012「平成24年度東京の母子生活支援施設の状況調査」『母子福祉部会紀要』6、東京都社会福祉協議会母子福祉部会
宮崎晋 1984「母子寮からみた母子問題」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』67(8)
宮崎法子 1991「母子福祉領域における事例検討の方法――母子寮における事例検討の進め方についてのいくつかの提案」『ソーシャルワーク研究』17(2)、相川書房
宮下慧子 2001「母子生活支援施設における緊急一時保護について」『世界の児童と母性』51、資生堂社会福祉事業財団
宮地尚子 2013『トラウマ』岩波書店
武藤敦士 2013「母子生活支援施設における自立支援計画のあり方について」『人間福祉学研究』6(1)、関西学院大学人間福祉学部研究会
森岡正代 2003「母子生活支援施設の現状と母子関係について」『日本教育政策学会年報』10、日本教育政策学会
山崖俊子 2001「機能不全の母親にとっての母子生活支援施設の抱える機能」『日本保育学会大会発表論文集』54、日本保育学会
――― 2002「児童虐待防止における母子生活支援施設の役割」『日本保育学会大会発表論文集』55、日本保育学会
山崎美貴子、山下道子、齋藤謁ほか 2003「知的障害をもつ母親の子育て支援の実証的研究――母子生活支援施設の利用者への聞き取り調査を通して」『明治学院大学社会学部附属研究所年報』33、明治学院大学社会学部附属研究所
山里忠男 1964「地域における母子福祉の問題」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』47(10)
山高しげり 1964「再び「母子心中」を繰り返すな」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』47(10)
湯浅誠 2008『反貧困――「すべり台社会」からの脱出』岩波書店
由井義通、矢野桂司 2000「東京都におけるひとり親世帯の住宅問題」『地理科学』55(2)、地理科学学会
横山登志子 2007「母子生活支援施設における２つの実践課題――先行研究の概観から」『ソーシャルワーク研究』33(2)、相川書房
――― 2013「虐待問題を抱える母子の生活支援における「多次元葛藤」：支援者の経験的側面からみた子ども虐待の状況特性」『社会福祉学』54(3)、一般社団法人日本社会福祉学会
吉田恭爾 1976「母子寮の現状と今後の課題」、全国社会福祉協議会『月刊福祉』59(12)

参考URL

朝日新聞記事データベース
http://database.asahi.com/library2/main/start.php 2014年12月12日最終閲覧
厚生労働省
http://www.mhlw.go.jp/ 2015年１月５日最終閲覧
国会会議録検索システム
http://kokkai.ndl.go.jp/ 2014年11月30日最終閲覧
政府統計の総合窓口e-Stat
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do 2014年12月12日最終閲覧
全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会
http://zenbokyou.jp/boshi/outline.html 2014年11月30日最終閲覧
ヨミダス歴史館
https://database.yomiuri.co.jp/ekishikan/ 2014年12月12日最終閲覧

（きたに　えりか
大阪大学文学部日本学専修2014年度卒業生）